

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成23年3月11日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

3月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査	2
補足説明（総務部長、市長公室長、消防長、監査委員・選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長）	
質疑（川端福江委員、野口博委員、三宅秀明委員）	
散会の宣告	62

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成23年3月11日（金）午前10時 開会
午後4時31分 散会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長 三好義治 副委員長 村上英明 委員 川端福江
委員 三宅秀明 委員 上村高義 委員 野口博

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
市長公室長 羽原 修 同室次長 山本和憲
同室参事兼秘書課長 井口久和 政策推進課長 山口 猛
同課参事 小矢田博子 人事課長 石原幸一郎
人権室人権推進課長 林 彰彦 同課参事 中村実彦
人権室女性政策課長 牛渡長子
総務部長 有山 泉 同部次長兼財政課長 北野人士
同部参事兼総務防災課長 布川 博 同部参事兼法制文書課長 奥 幸市
情報政策課長 柳瀬哲宏 市民税課長 川崎敏康
固定資産税課長 中西利之 納税課長 野村眞二 工事検査室長 宮木茂実
会計管理者 寺西義隆
監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 寺本敏彦
同局局次長 豊田拓夫
消防長 北居 一 消防本部理事 浜崎健児
同本部参事兼警備第1課長 本山 勝
同本部総務課長 熊野 誠 同課参事 明原 修 予防課長 森 一男
警備第1課参事 納家浩二 警備第2課長 樋上繁昭 同課参事 堤 仁志

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 野杵雄三 同局参事 池上 彰

1. 審査案件（審査順）

議案第 1号 平成23年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成23年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分
議案第 4号 平成23年度摂津市財産区財産特別会計予算
議案第21号 摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件
議案第23号 摂津市職員の管理職手当に関する条例及び一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○三好義治委員長 ただいまから総務常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。先日来、各会派の代表質問等、大変ご苦労さまでございます。また、引き続きまして、きょうは委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました所管分について、ご審査をいただきますけれども、どうぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

一たん退席をさせていただきます。

○三好義治委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は上村委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○三好義治委員長 再開いたします。

議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

有山総務部長。

○有山総務部長 議案第1号 平成23年度摂津市一般会計当初予算のうち総務部等にかかる部分につきまして、目を追って主なものの補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、20ペー

ジ、款1、市税、項1、市民税、目1、個人は、前年度に比べ4億700万円減となっております。これは給与収入総額の減少などにより、個人市民税の減額が見込まれるものでございます。

目2、法人は前年度に比べ6億260万円の増となっております。これは市内企業の収益減少が底を打ち、緩やかに増加することが見込まれることにより、法人税割りが増額となるものでございます。

項2、固定資産税、目1、固定資産税は、前年度に比べ4,900万円の増となっております。これは家屋の新增築による、増加によるものでございます。

目2、国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度に比べ100万円の増となっております。

項3、軽自動車税は、前年度に比べ380万円の増となっております。

22ページ、項4、市たばこ税は、前年度に比べ1億1,000万円の増となっております。

項5、都市計画税は、前年度に比べ300万円の増となっております。

款2、地方譲与税、項1、地方揮発油譲与税は前年度と同額を計上いたしております。

項2、自動車重量譲与税は、前年度に比べ1,300万円の減となっております。

24ページ、款3、利子割交付金は前年度に比べ2,100万円の減となっております。

款4、配当割交付金は、前年度に比べ800万円の増となっております。

款5、株式譲渡所得割交付金は、前年度に比べ300万円の増となっております。

款6、地方消費税交付金は、前年度に比べ1,000万円の増となっております。

す。

26ページ、款7、ゴルフ場利用税交付金は、前年度に比べ20万円の減となっております。

款8、自動車取得税交付金、項1、自動車取得税交付金、目1、自動車取得税交付金は、前年に比べ3,000万円の減となっております。

目2、旧法による自動車取得税交付金は、前年度と同額を計上いたしております。

款9、地方特例交付金は、前年度に比べ1,600万円の増となっております。

款10、地方交付税は、前年度に比べ4,000万円の減となっております。

28ページ、款11、交通安全対策特別交付金は、前年度に比べ100万円の減となっております。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料は庁舎施設等使用料を計上いたしております。

次に、32ページ、項2、手数料、目1、総務手数料では、税務諸証明手数料及び税務督促手数料を計上いたしております。

続きまして、40ページをごらんいただきたいと存じます。款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金では、総合相談事業交付金、緊急雇用創出基金事業補助金及びふるさと雇用再生特別基金事業補助金を計上いたしております。

次に、48ページをごらんいただきたいと存じます。款15、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、府税徴収事務委託金を計上いたしております。

50ページ、款16、財産収入、項1、財産運用収入、目1、財産貸付収入は土地貸付収入を計上いたしております。

目2、利子及び配当金は各種基金利子

を計上いたしております。

項2、財産売払収入は土地売払収入を計上いたしております。

52ページ、款17、寄附金は前年度と同額を計上いたしております。

款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、財産特別会計繰入金は、前年度と同額を計上いたしております。

項2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金は、前年度に比べ2億1,094万4,000円の増となっております。

目2、公共施設整備基金繰入金は、前年度に比べ2億4,600万円の減となっており、千里丘三島線道路改良事業などの財源として計上いたしております。

54ページ、款19、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、目1、延滞金は前年度に比べ100万円の増となっております。

項2、市預金利子、目1、市預金利子は前年度に比べ240万円の減となっております。

項3、貸付金元利収入、目3、家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、前年度に比べ4,000円の減となっております。

項4、雑入、目1、滞納処分費は、前年度と同額を計上いたしております。

56ページ、目2、雑入では財政課分として大阪府市町村振興協会交付金を、総務防災課分として水道事業会計からの収入などを計上いたしております。

続きまして、60ページをごらんいただきたいと存じます。款20、市債は、前年度に比べ6億8,420万円の減となっております。なお、前年度に引き続き借換債の発行の予定はございません。本年度発行予定の市債としましては、目1、民生債は地域福祉活動支援センター事業債及び民間保育所施設整備事業債、目2、衛生債は火葬炉設備改修事業債、

目3、土木債は吹田操作場跡地まちづくり事業債、及び市営住宅建てかえ事業債、目4、教育債は幼稚園改修事業債及び児童保育室施設整備事業債、目5、臨時財政対策債は、臨時財政対策債となっております。借入限度額及び借入方法につきましては、9ページの第3表地方債に記載のとおりでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。66ページをごらんいただきたいと存じます。

款2、総務債、項1、総務管理費、目1、一般管理費につきましては70ページまで記載のとおり、そのほとんどが内部管理事務の執行経費でございます。

70ページ、目2、文書広報費は文書の郵送や印刷などにかかる経費を計上いたしております。

72ページ、目3、会計管理費は会計室にかかる事務執行経費を計上いたしております。

目4、財産管理費は、庁舎や集会所にかかる維持管理経費などを計上いたしております。

74ページ、目5、車両管理費は、公用車両の事故にかかる賠償金を計上いたしております。

76ページ、目10、電子計算費は、庁内の電子計算処理経費を計上いたしております。

82ページ、目17、財政調整基金費、目18、公共施設整備基金費及び目19、減債基金費は、それぞれの基金利子を積み立てるものでございます。

項2、徴税费、目1、税務総務費及び86ページ、目2、賦課徴収費につきましては、税務事務にかかる執行経費を計上いたしております。

続きまして、160ページをごらんいただきたいと存じ上げます。款8、消防

費、項1、消防費、目4、災害対策費は、各種備蓄備品や防災演習にかかる経費などを計上いたしております。

次に、194ページをごらんいただきたいと存じます。款10、公債費、項1、公債費、目1、元金は前年度に比べ5,830万9,000円の増となっております。

目2、利子は、前年度に比べ5,682万4,000円の減となっております。

款12、予備費は、前年度と同額を計上いたしております。

以上、平成23年度摂津市一般会計当初予算の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 羽原公室長。

○羽原市長公室長 それでは、議案第1号、平成23年度摂津市一般会計当初予算のうち市長公室にかかる部分につきまして、目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、一般会計当初予算書の38ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、経済センサス活動調査にかかる統計調査費委託金を計上いたしております。

40ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金では、総合相談事業交付金のうち人権問題についての相談業務にかかる交付金として145万6,000円を、次ページ、41ページには大阪府からの権限移譲交付金として3,650万円を計上いたしております。

48ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、人権啓発の事業にかかる人権啓発活動委託金を計上いたしております。

56ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入では広報紙及びホーム

ページへの広告掲載料、退職者の水道部での在職期間に応じ、水道事業会計から収入する退職手当水道事業会計負担金、大阪府後期高齢者医療広域連合からの派遣職員給与等負担金、臨時非常勤職員等雇用保険個人掛金などを計上いたしております。

次に、歳出でございますが、66ページをごらんください。款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、秘書業務をはじめとする市長公室各課にかかわります事務執行経費のほか、人事課で所管しております職員研修、労働安全、職員健康管理、職員厚生会関係などの予算を計上いたしております。

70ページ、目2、文書広報費では、広報せつつの編集、発行、配布にかかる経費のほか、ホームページの管理運営にかかる経費などを計上いたしております。

74ページ、目6、企画費では、政策推進課にかかる事務経費を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、842万4,000円の減額となっておりますが、この主な要因は、第4次総合計画策定にかかる策定支援委託料や、総合計画審議会にかかる経費等の減によるものでございます。

78ページ、目12、女性政策費では男女共同参画社会を目指すための経費などを計上いたしております。前年度と比較いたしまして80万2,000円の減額となっておりますが、この主な要因は男女平等に関する市民意識調査委託料の減額によるものでございます。

同ページ、目13、男女共同参画センター費では、男女共同参画センター運営のほか、相談業務や講座開催に要する経費などを計上いたしております。前年度と比較いたしまして492万4,000円の減額となっておりますが、この主な

要因はコミュニティプラザ内に移転したことなどによる施設管理経費の減によるものでございます。

82ページ、目16、諸費では、人権啓発推進事業や平和事業の経費などを計上いたしております。

次に、人件費にかかる予算でございますが、200ページからの給与費明細書をご参照ください。平成23年度当初予算の給与費は、特別職にかかる予算として5億1,762万3,000円、一般職にかかる予算として52億9,217万4,000円、総額58億979万7,000円を計上いたしております。前年度当初予算と比較いたしますと、15.1%、10億3,067万6,000円の減額となっております。これらの給与費の関係予算は、それぞれの予算科目に計上いたしておりますが、それぞれの合計といたしまして、報酬が3億212万円、給料が23億7,909万8,000円、職員手当が22億3,923万円、共済費が8億8,934万9,000円となっております。

次に、一般職の給与費の主な増減について、ご説明を申し上げます。一般職の給与費全体では11億230万1,000円の減額となっておりますが、この要因は給料で1億4,562万6,000円、職員手当で8億6,024万3,000円、共済費で9,643万2,000円、それぞれ減額なったことによるものでございます。

また、それぞれの内訳といたしましては、給料の減額は普通昇給分として1,029万2,000円の増額となったものの、給与改定に伴い226万5,000円、採用退職等の職員の移動などにより1億5,365万3,000円が減額となったことによるものでございます。

職員手当の減額は、制度改正に伴う分として、課長代理に管理職手当を支給することなどより管理職手当で1,111万8,000円増加したものの、役付職員手当の廃止に伴い、特殊勤務手当で248万4,000円の減額となったほか、期末手当で4,019万6,000円、勤勉手当で1,222万1,000円の減額となるとともに、その他の増減分として退職手当で6億9,964万5,000円の大幅な減額となるほか、住居手当以外のすべての手当で減額となったことによるものでございます。共済費の減額は、採用退職等の職員の異動によるものでございます。

以上、議案第1号、平成23年度摂津市一般会計当初予算の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 北居消防長。

○北居消防長 それでは、議案第1号、平成23年度摂津市一般会計当初予算のうち消防本部にかかる事項につきまして、目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、予算書34ページをお開き願います。款13、使用料及び手数料、項2、手数料、目5、消防手数料は、危険物設置許可等手数料及びり災等の証明書発行に伴う手数料でございます。

46ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目7、消防費府補助金は、大阪航空消防運営費補助金でございます。

58ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入は、消防団員退職報償費及び近畿道救急業務実施市町村交付金が主なものでございます。

次に、歳出でございますが、概要につきましては、予算概要96ページから100ページにかけ記載しておりますので、

あわせてご参照願います。

予算書154ページをお開き願います。款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費は7億8,877万円で、前年と比較して4.6%、3,830万5,000円の減少となっております。

156ページ、賃金は1名の臨時職員賃金でございます。旅費は大阪府立消防学校等への職員研修派遣にかかる普通旅費などでございます。需用費は消防活動業務用品、職員の貸与被服及び緊急情報システム交換物品等の購入並びに消防車両、消防庁舎の修繕等維持管理経費でございます。役務費は、一般加入回線、専用回線及び携帯電話代等の通信運搬費、消防活動用ボンベ検査等の手数料並びに車両の保険料などでございます。委託料は消防庁舎の清掃、庁舎設備等の保守管理、緊急情報システム等保守管理委託のほか、消防救急無線のデジタル化へ向けての電波伝搬調査などの委託でございます。

158ページ、使用料及び賃借料は、消防本部庁舎の土地借り上げ、仮眠用寝具借り上げなどでございます。備品購入費は、空気呼吸器用ボンベの更新にかかる経費などでございます。負担金補助及び交付金は、消防ヘリコプター運営にかかる負担金、消火栓新設修理負担金及び救急救命士養成等の職員教育派遣負担金並びに救急安心センター負担金などでございます。

続きまして、目2、非常備消防費は3,566万2,000円で、前年と比較して33.7%、1,811万6,000円の減少となっております。報酬は基本団員に支給する消防団員報酬でございます。報償費は退職消防団員に対する報償金でございます。旅費は火災出動及び訓練、並びに歳末非常警戒等の費用弁償で

ございます。需用費は消防団員の貸与被服及び消防団活動用品の購入、並びに分団配備の消防車両29台及び小型動力ポンプ22台の維持補修などでございます。160ページ、負担金補助及び交付金は、消防団員等公務災害補償等共済基金の掛金、地域からの要望を勘案し地域との協働を、より強力に推進するために大幅に増額して計上いたしました消防団屯所の補修等に対する消防施設整備費補助金などでございます。

以上、消防本部所管分の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第9号、平成22年度摂津市一般会計補正予算（第5号）のうち、消防本部にかかる事項につきまして、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

歳出でございますが、補正予算書の64ページをお開き願います。款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費の賃金は臨時職員1名にかかる賃金の執行差金、備品購入費は、携帯IP電話発信位置情報通知システム導入の入札に伴う執行差金でございます。負担金補助及び交付金は、救急救命士の追加研修負担金等の執行差金を減額いたすものでございます。

目2、非常備消防費、報酬は機能別団員が消防団員報酬を辞退されことにより減額いたすものでございます。工事請負費及び備品購入費は、摂津市第3分団の消防ポンプ自動車購入にかかる執行差金を減額いたすものでございます。負担金補助及び交付金は、消防大学校団長科入校に当たって、財団法人大阪府消防協会が入校経費を負担したため未執行となった経費を減額いたすものでございます。

以上、補正予算のうち消防本部所管分の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 寺本監査委員・選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長

○寺本監査委員・選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 それでは、議案第1号、平成23年度摂津市一般会計予算のうち公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、監査委員事務局にかかります項目につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、48ページの款15、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金の選挙費委託金は、4月10日執行の大阪府議会議員選挙と平成24年2月5日に任期満了となります大阪府知事選挙にかかります委託金でございます。

続きまして、歳出でございますが、76ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目8、公平委員会費及び目9、固定資産評価審査委員会費につきましては、委員報酬、旅費などの管理運営経費でございます。

次に90ページの款2、総務費、項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費につきましては、委員報酬、旅費などの経常的な管理運営経費でございます。

目2、府議会議員選挙費は、大阪府議会議員選挙にかかる経費で、主なものとしては、従事者の人件費、臨時職員の賃金、ポスター掲示場撤去委託料及び選挙器具購入費等となっております。

92ページでございます。目3、府知事選挙費は大阪府知事選挙にかかる経費で、主なものとしては、従事者の人件費、入場整理券の印刷代、発送料、ポスター掲示場設営、撤去委託料及び期日前投票所管理等委託料等となっております。

目4、農業委員会選挙費は、農業委員会選挙にかかる経費で、主なものとしたしましては、従事者の人件費、入場整理券の印刷代、及び発送料等となっております。

次に、96ページの款2、総務費、項6、監査委員費、目1、監査委員費につきましては、委員報酬、旅費などの管理運営経費でございます。

以上、予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号平成22年度摂津市一般会計補正予算（第5号）のうち、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、監査員事務局にかかります項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、20ページの款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金の選挙費委託金は、平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙に伴います委託金の確定により減額するものでございます。

歳出の34ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目8、公平委員会費及び36ページ、目9、固定資産評価審査委員会費につきましては報酬、旅費などの管理経費の精査に伴い減額するものでございます。

42ページの款2、総務費、項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費につきましても、旅費、需用費などの管理経費の精査に伴い減額するものでございます。

目3、参議院議員通常選挙費につきましては、人件費、委託料等の執行経費が確定したことに伴い減額をするものでございます。

44ページ、款2、総務費、項6、監査委員費、目1、監査委員費につきましては、旅費、需用費などの管理経費の精

査に伴い減額するものでございます。

以上、補正予算の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 説明が終わり、質疑に入りますが、質問者、できるだけページを明確に言って、質疑を行っていただきたいと思います。

それでは、質疑に入ります。

川端委員。

○川端福江委員 おはようございます。

それでは、質問をさせていただきます。予算書の43ページであります款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費の府補助金の中で、権限移譲の交付金の件であります。この権限移譲交付金についてお伺いさせていただきたいと思います。

大阪府からは平成22年度から24年度までの3か年で全市町に特例市並みの権限移譲を目指すということで102項目の事務が提示をされております。本市の規模、人員等、各移譲事務の内容などで検討されて、そのうち47項目について移譲を受けるといいますか、そういった計画案が平成22年3月に策定をされております。そういった観点から、この47項目に対する財源ですね、この特別交付金として3,650万円ということでありますけれども、全体の流れといえますか、そういったことをお聞かせいただきたいと思います。

それと、この権限移譲を受けるに当たりまして、その事務量も増加をいたします。職員の体制は大丈夫なのかということで、その件もお答えをいただきたいと思います。

次に、87ページの総務費ですね、項2、徴収費、目2、賦課徴収費で、委託料の分でありますけれども、電話催告等業務委託料1,604万3,000円と

ということで計上されておりますけれども、滞納者に電話で催促等の、そういった電話業務ではあると思いますけれども、中身について、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

次に、159ページの款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費ですね、負担金補助及び交付金というところでありまして、救急救命士研修負担金であります104万円ですね、計上されておりますけれども、救命率向上のために、この救急救命士及び気管挿管認定者といいますか、さらなる充実を図って、この救命活動能力のレベルアップを図られていると思いますけれども、どのように図られるのかですね、また、救命士の養成、実技の実習についてもお聞かせいただきたいと思います。

それと、同じくその下の安心センターの負担金ですね、178万円が計上されております。これは携帯電話等などから24時間、365日体制で救急医療相談に対応できるというものでありますけれども、以前もお聞かせいただいたと思いますが、現況について、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

次に、予算概要です。10ページ。款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費の人事課の分でありまして、創造的人材育成事業ということで465万1,000円計上されております。これは主要事業でも載っているものでありますけれども、備考には人材育成のための体系的な研修の実施とありますけれども、詳細に教えていただきたいと思います。

それと、16ページですね。款2、総務費、項1、総務管理費、目4、財産管理費、総務防災課の市立集会所管理事業であります925万3,000円が計

上されております。現在、集会所は、これは本会議の代表質問等でも質問がありましたけれども、あえて、もう一度質問をさせていただきたいと思います。現在ある集会所も本当に老朽化が進んでいるのは周知の事実だと思いますけれども、今後、再編も含めて集会所を、どう活用するのかということで、お聞かせをいただきたいと思います。

それと18ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目6、企画費ということで、政策推進課のほうで総合計画推進事業であります。364万4,000円が計上されておりますけれども、これも主要事業の一覧にもありましたが、この第4次総合計画の進捗管理、また、推進会議、庁内会議の運営とありますけれども、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それと22ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目13、男女共同参画センター費の中の男女共同参画センター講座開催事業であります。市民団体のコラボレーションによる啓発事業を行うというのも、これも主要事業の一覧にも載っておりますけれども、今後の方向性ですね、また、考え方についてお聞かせいただきたいと思います。それに関連してですけれども、女性リーダーの育成ということで、この女性大学開催事業の役割を明確にして、卒業生を人材としての活用や、また、女性リーダーの育成機関、及び行政の人材育成機関とするべきではないかなと。この女性大学の分に関しましては、また、地域においても、その活動の場を設けて、それぞれの活動がわかるように積極的に推進をしていただきたいと考えておりますけれども、その点についても考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に102ページ、款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費の総務防災課で、自主防災組織支援事業とあります。60万円が計上されておりますけれども、この自主防災が今、各地で立ち上がり、また、防災訓練も市民の皆さんにご参加をいただいておりますけれども、参加数の経緯について、また、内容もわかれば教えていただきたいと思います。

それと、これは主要事業の一覧の中ですけれども、21ページに行財政改革推進事業ということについてであります。この第4次行財政改革の理念として掲げる、5本の柱を明確に、また、常に市民の目線に立って最小の経費で市民満足度が高められるように費用対効果を検証して、より効率的な、また、効果的なサービスが実現できるように努力されていると思っておりますけれども、平成23年度の予算の方針についてお聞かせをいただきたいと思います。

○三好義治委員長 それでは、答弁を求めます。質問の順番によって当てていきます。山口課長。

○山口政策推進課長 それでは、川端委員の政策推進課にかかわります質問のうち、権限移譲交付金、権限移譲に関すること。それから、総合計画推進事業に関する2点についてお答えしたいと思います。

まず、予算書43ページの権限移譲交付金でございますけれども、これにつきましては、権限移譲推進特別交付金といたしまして3,650万円の予算を政策推進課のほうで組んでおります。この交付金の内容といたしましては、大阪府の特例市並みの権限移譲を推進するための市町村の支援ということで、市町村の組織体制の強化でございますとか、人材の育成、それから、大阪府におけるいろん

な説明会でありますとか、研修の出席費用でありますとか、いわゆる権限移譲を受けるに当たっての準備経費、体制、人件費も含めた部分として移譲の項目数、それから事務の難易度等を勘案いたしまして、一般市でございましたら1億円以内ということで、交付をされるものでございます。移譲項目数については、市政方針、それから代表質問等で50項目と申しておりました。先ほど、川端委員がおっしゃいました47項目と申しますのは、去年の3月時点での権限移譲計画のときに47という数字を出ささせていただきましたけれども、それ以後、大阪府のほうで一つの事務に枝番をふりまして、例えば10番の1、10番の2ということで、項目数を割った関係で50項目ということになっておりますけれども、基本は47でございます、それに基づいて今年度、約37事務ですね、平成23年度で受けることになります。来年度13事務、それから、102項目以外で15項目、留保されておいた事務について、どうですかというご提示がありましたので、37に2を足して合計39事務、枝番を含めて、受けることにしております。

平成24年度が13事務ということで、それを計算式に従いまして計算しましたところ、39事務にかかるものが3,650万円というふうなことになってございます。あくまでも、これにつきまして準備経費ということで、各権限移譲の項目によりまして福祉は福祉でありましたりとか、教育でありますとか、権限移譲、これ特別交付金以外に権限移譲交付金というものも計上されているところがございますけれども、これとの違いと申しますのは、あくまでも、今の3,650万円というのは準備経費であり、その他の項目で例えば、権限移譲交付金（市民活

動支援課) というふうに書いておる分につきましては、いわゆる件数ですね、見込みの件数かける人件費単価でもって積算した分でありますとか、年間1事務6時間当たりの固定経費というのが支弁されます。その分でありますとか、あと初期費用、いわゆる事務を進めるに当たってロッカー代とか、いわゆる書棚とか、そういうものの整備費用について権限移譲を受ける科目の各節において計上したものでございます。

それから、権限移譲に関する2点目、職員体制についてはどうか、ということでございますけれども、本市では、この2年間で約50項目権限移譲を受けるわけでございますけれども、その基本的な考え方としまして、これは代表質問に対する市長からの答弁でもありましたとおり、市民サービスや利便性の向上につながるもの、この事務については積極的に移譲を受けたいというのが、市の基本方針でございます。また、本市の規模や人員等、各移譲事務の事務の難易度や事務処理件数を照らし合わせて、現状の組織機構人員等で受けられるということが、主管課との協議の結果、大丈夫だろうというものについては、原則として受けたい。ただし、新たに人員増を招くことが確実視されるもの、それから、新たに組織をつくらなければならないもの。いわゆるいろんな部門にまたがっている部分について各担当部署ごとにやるというのは、非常に非効率でございますので、新たに部署をつくるという必要性のあるものについては、ちょっと権限移譲については、慎重にならざるを得ないと考えております。

今回、受ける項目につきましては、各担当課と、おとし9月からヒアリングなり、協議を重ねた結果、何とか今の人

員でいけるのではないかとということで、これは今までやったことのない事務でございまして、23年度の検証は必要でございましてけれども、基本的には現人員で対処できるものというふうに考えてございます。

2点目の総合計画推進事業でございます。これにつきましては、第4次総合計画で協働によるまちづくりということで、新しい公共という概念をご提示させていただきました。この新しい公共を担うに当たって、市民、事業者、行政、それぞれが自分たちの特性、これを存分に発揮して、お互い同じ対等の立場でもって協力していこうと、よりより摂津のために頑張っていきたいということ、それを大きなテーマとしております。実際に、総合計画推進事業として何をやっていくかということでございますけれども、まずは、この協働意識の共有化を図るためのルールづくり、いわゆる、その原則、最低限守らなければならない原則は何か。それから、協働の領域、いったいどんな領域があるのか。領域といたしましても、例えば、公権力の行使というような賦課徴収とか、こういうものもございましたら、あと両極端でございましたら、市民の側でいったら趣味とか自分の個人的な部分があります。その領域がいったい、ずっときて協働の領域というのは、どんな領域で、例えば、どんな事業があるのかとか、そのようなことを市民のみなさんも入っていただきながら会議を持って共有化を図っていきたいというふうに考えております。

また、庁内でも若手を中心にしたワーキングチームといたしますか、そのようなものを立ち上げて議論をし、また、市民とも顔を会わせて議論をしていって、みんなでも共有できるものをつくり上げてい

きたいと、このように考えております。

○三好義治委員長 野村課長。

○野村納税課長 電話催告等業務委託料ということで、市税の納付コールセンターの中身についてのお問いでございますが、コールセンターにつきましては、今年度、平成22年8月から主に市税と国保料の納付について納期限を過ぎても納付の確認ができていない方々に対しまして、うっかり忘れ等もございますので、電話をかけさせていただいた上で、まず、納付を忘れていないかということの、まず確認をさせていただくと。納付いただいでいて、電話をする場合もございます。これは収納の確認が、金融機関が納付されてから約2週間から3週間ぐらい、ちょっと時間がかかりますもので、その間で行き違いで電話するということもあるんですが、その場合は丁重におわび申し上げます。

忘れていらっしゃる方につきましては、納付のご案内ということで、納期が過ぎているので、納付のお願いしますという案内をさせてもらっています。その中で、期別分を一括で支払うのが大変という方もおられますので、その場合は、それぞれ納税課なり国保年金課のほうに分割の相談をしてくださいということでの早期の誘導ですかね、そういうものも行っております。

そしてまた、それと並行しまして納付の仕方で、口座振替という方法もございますので、本市の場合、その口座振替の向上も目指しておりますので、口座振替の利用の勧奨というものをあわせて行っているところでございます。

○三好義治委員長 熊野課長。

○熊野消防本部総務課長 それでは救命率の向上のため救命士のレベルアップ、そして、救急救命士の経費について、ご

説明申し上げます。

まず、救急救命士の養成につきましては7か月余りの学校教育と国家試験を目指して養成をしております。それと2番目に救急救命士の薬剤投与講習の受講、これは約1か月半学校で教育を受けて病院で実習をして、本当に薬剤投与をする実習も含めて講習を受けております。

3番目に救急救命士の気管挿管病院実習でございますが、これは指定された病院で麻酔科医の指導の下、30症例、予定オペの方の、本当に挿管した指導の下、実習して30症例を修得する講習でございます。

4番目に救急救命士の追加研修でございますが、救急救命士として運用している2年の間に受けることが必須で、三島救命センターにおいて24時間、4当務研修をして、救急外来の処置室、オペ室、ICU、病棟などにおいて最新の医師の治療方法とか、そういうのを学んで、それとあと、薬剤と挿管に関しては医師の直接の指示が要りますので、こういう先生らと目の、顔のつながる関係を持ちまして、直接指示をいただき病院での顔の見える関係ということで、そして、救急搬送時に的確に、そういう指示をいただいて、処置できるように救命士の向上に、高度な知識と技術の向上に努め、救命率の向上に努めている研修内容でございます。

○三好義治委員長 納家参事。

○納家警備第1課参事 消防署所管分の救急安心センターの運用による本市の現状について、お答えいたします。

本市消防本部では平成22年4月1日から救急安心センター大阪の運用を開始いたしまして、4月から12月末日までの救急安心センターへの着信回数は、大阪府全体では14万2,485回、その

うち摂津市は880回でありまして、救急安心センターから救急出動判断となり、摂津市に転送された事案は14回でありました。

運用効果としましては救急車を呼んだほうがいいのかなとか、応急手当の仕方がわからないなど、救急に関する事で、困ったときに利用することが可能であります。また、24時間365日体制で高度な医療相談を実施し、緊急性の高い場合には救急安心センターから直接、本市消防本部に転送されまして、ワンストップで救急車が出動いたします。これからも市民の尊い命を守るため救急体制の充実強化を図りまして、市民生活における安心・安全の確保に努めてまいります。

○三好義治委員長 石原課長。

○石原人事課長 創造的人材育成事業の内容についてでございますが、こちらのほうは職員の資質向上のための研修予算を計上しております。平成23年度におきましては、例えば、地方自治法、また、法務能力向上研修等の法務にかかわる研修、それと新採研修等それぞれの役割を勉強していただく職階別の研修、また、三つから五つぐらいの研修メニューを、こちらのほうから用意しまして、みずから選択していただくカフェテリア研修というものも用意しております。内容としましては、プレゼンテーション能力の向上研修、また、折衝、交渉能力の向上研修、マネジメントの基礎研修、そのようなメニューの中からみずから選んで受講するカフェテリア研修というのも用意しております。

○三好義治委員長 布川参事。

○布川総務部参事 市立集会所のあり方についてと、2点目に自主防災訓練の参加者をふやすことと、その内容について、ご答弁させていただきます。市立集会所

の今後のあり方ということでございますけれども、市は以前から地元要望にこたえる形で地域の福祉、文化の向上を図るということで、地域のコミュニケーションの場を提供することを目的にして、かつては建設費の一部を、大阪府の助成を受けながら市内各地域に51か所の市立集会所を設置してまいりました。

また、老人常設集会所を39か所併設しております。建設年数も30年を超える市立集会所が33.3%の17か所でございます。20年以下の市立集会所は13か所でございます。老朽化した施設が多く、建物の補修に多額の費用を要しているというのが現状でございます。

利用状況につきましても、平成12年からの10年間のデータで申し上げますと、市立集会所1か所当たり平均いたしまして年間168.8回の利用でございます。年間の利用が一番多い集会所では10年間平均になりますけれども、年間821.7回、逆に一番少ない集会所では年間22.9回の利用となり、約36倍の開きとなります。メモリアルホールができましたので、市立集会所での葬儀は数えるほどになりましたけれども、全体の利用件数は若干減少しているという状況でございます。

ただ、各市立集会所の利用回数の差は、それぞれの設置年数とあまり関係がないように思われます。今後、市立集会所のあり方につきましては、本市の総合計画をもとに地域の福祉活動など、諸条件を考慮しながら地元の要望により建設が進められてきた経過というのもございますので、統廃合を含めて今後検討してまいりたいと考えております。

次に、自主防災訓練の参加者の経緯でございます。平成19年度は2,159人、平成20年度は2,686人、平成

21年度は2,194人の方々が参加されており、各地区、校区が200名程度の参加ということになります。自主防災訓練の充実を図る手段の目的として参加者数も一つ目安になると思いますが、指導をしていただいています消防署職員の人数、それから会場の問題などがございいますので、単純に参加者数をふやすということではなく、広い年齢層の参加者に参加いただき、実技指導を受けていただく。それから実体験をしていただいて、いざというときに役立つような訓練をしていく必要があるかと考えます。

参加者数がふえましても、傍観者ばかりになりますと効果が少なくなってまいります。せっかくの訓練でございますので、修得できる内容と、修得し活用できる市民をふやしていくということのほうが、より重要なことかと考えております。

また、自主防災訓練ですけれども、組織ごとに訓練内容、それぞれ工夫をされておりますが、主だった内容といたしましては参集訓練、それから、消火訓練、煙体験、通報訓練、それから心肺蘇生の訓練など、それぞれ工夫を凝らしながら実施されております。

○三好義治委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 それでは、女性政策課所管分のご質問についてご答弁申し上げます。

まず、男女共同参画センター講座開催事業の今後の方向性ということでございましたけれども、センター主催講座につきましては、男女共同参画社会の実現を目指した理念の普及のため学習機会の提供や、情報の提供を目的といたしまして、一定運営方針を立て、体系別に具体的な事業を企画し、実施しております。

ただ、市民の皆様により男女共同参画の理念をご理解いただくためには、学ば

れた市民の皆様が、みずから気づかれたことをどんどん発信していただくということが大切であると考えております。

そこで、今年度につきましては、市民団体との協働ということを意識いたしまして、男女共同参画推進団体のうち、同様の趣旨で活動されている複数団体のコラボ企画を実施する予定をさせていただいております。

次に、女性大学の中での人材育成と、また、今後の活用ということでございますが、女性大学につきましては、女性プランに掲げております主体的に行動できる女性の人材育成を目的といたしまして実施しており、その後の活躍の場といたしましては、各種審議会はもとより地域活動や市民活動等、さまざまな活動の場に参画をいただきたいというふうに考えております。平成22年度実施の女性大学では、入学時当初30名の受講がございまして、そのうち24名の方が初めて参画をいただき、また、年齢も30代から70代までと、さまざまにございました。また、現在、卒業生の一部が自分たちで学びを継続し、また、学んだことをどのように発信していけるか、話し合いを継続されておまして、グループ化の動きもございます。しかし、女性の社会進出が進みまして、多様な役割を果たされておりますので、女性大学そのもののあり方につきましては、今後も工夫が必要と考えております。

現在、並行して市内で開催されております生涯学習大学や、いきいきカレッジ、こうしたところの運営も参考にさせていただきながら、また、連携も視野に検討を重ねてまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 私のほうから、第4次行革の推進と平成23年度の予算案編

成方針の関係についてということに対して、お答えさせていただきます。

まず、平成23年度予算編成方針を策定するに当たっては、前提がございまして、まず、21年度の決算をしっかり分析して中期の財政見通しを作成する。それを踏まえて予算編成に盛り込むということ。もう1点目は部局長が来年の事業、重点化する事業をプレゼンテーションをして、その事業をしっかり見きわめた上で、どれを重点化するのかと、そういうことを考えながら予算編成を作成するというところでございます。ことしの予算編成方針のポイントなのですが、四つの基本原則ということで、先ほどお問いにありました、一つは第4次行革を着実に実施するという点でございます。

2点目は、これは当たり前のことなのですが、徹底した経費節減を図るということでございます。

3点目は、新規の事業を要求するに当たっては、基本的には代替の財源を用意してくださいよということが、3点目でございます。

4点目は、歳入の関係でございますが、受益者負担の原則を踏まえることということでございます。あと皆さん、ご存じのように重点化プレゼンに関連して本年度の予算編成方針は健康、市民活動、環境と、この3点に絞り込んで計上させていただいたということでございます。

○三好義治委員長 川端委員。

○川端福江委員 権限移譲の交付金の件につきましては、よくわかりました。これ本会議で代表質問でちょっと私も聞き間違ったかもわかりませんが、確認をしないで来てしまいましたけれども、その権限移譲について、その660人体制がひょっとして変更するかもしれないみたいな増加をするかもしれないというふう

なことを、ちょっと聞いたように思いましたので、これはやっぱり今もお話がありまして、この660人体制の中で、要するに職員をふやしていかない方向で受け入れるものといいますか、移譲を受けられるものという、そういったお話も聞かせていただきましたんで、ほっとしましたんですね。

本当に、この人件費というのは行革の中でも特にいちばん大きなウエートを占めておりまして、職員適正数ということで検討に検討をして660人体制がありました。ですから、本当にこれを維持して、この権限移譲で受けながらも、着実に本市としては改革を実行していただきたいと思います。これはもう余分でございますので。大阪府のほうで権限移譲をしたいというような形で、後から乗っかってきた分でございますけれども、もうそのことを十分に、また、重々をお願いをしておきたいなと思います。

また、特に、その財源の点で一般市が1億円をみているということでありましたけれども、移譲を受けて、その分が財源不足であれば、大阪府に申し入れをするぐらいの思いで、本当にそのまま受け入れるだけではなくて、強い姿勢を持って対処もしていただきたいと思います。

どちらにしましても、この権限移譲によって市民サービスが低下をしないようにということ、私は申し上げたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それと、電話催告の件でありますけれども、今もお話がありました。本当にうっかりという方もおられるかもわかりませんが、お話の中にもありましたけれども、本当に、そういう、ある意味で、よんどころない事情があるかもわかりま

せんけれども、この不誠実といいますか、そういった未納者の方については平等の観点からもしっかりと税を支払っていただく、納税をしていただくということで、その対応方を今後もよろしくお願ひをしたいと思います。

それと、消防のほうでありますけれども、救急救命士の研修の負担ということで、今さまざまにお話を聞かせていただいて、いろんな形で勉強をされている、実技の実習に取り組んでおられるというのは、よくわかりました。さらに市民の安心・安全のためにご努力をよろしくお願ひしたいと思います。

救急安心センターの負担金の分ですね、これもいつとき質問もさせていただいたこともありましたけれども、今、いよいよスタートをしまして、平成22年4月1日からということで聞かせていただいて、かなり救急安心センター大阪に電話を、#7119ですかね、電話をされている方がいらっしゃるということで本当に、その電話をすれば医師等で相談ができるし、また、重症者の早期発見、そういった救護も可能になるわけでございます、市民のさらなる安心のために、また、よろしくお願ひしたいと思います。

全部、要望でございます。

予算概要の分ですけれども、創造的人材育成事業であります。この第4次総合計画のテーマである協働についての理解を、職員の資質等で、さまざまに職階別の研修もされて、カフェテリアというんですね、さまざまな、みずから研修の内容も選べるようなところで、そういう人材育成を図られているということでもあります。

本当に、この人材育成は急務であります、団塊の世代等で職員も減ってきてすし、また、いろんな形で、そういった

厳しい面もあると思いますので、本当に創造的人材育成事業となっておりますので、この内容にふさわしく、さらに人材育成のための研修の実施を重ねてお願ひをしておきたいと思います。

それと市立集会所の件ですね、今もお話をさせていただきました。維持をするための諸経費も要るわけですし、そういったことを考え合わせれば、その統廃合ということも考えないといけないと思うんです。先ほどもおっしゃっていただきました、地域の実情に応じた、私はコミュニティセンターとしての考えもね、どうかと思いますので、視野に入れていただいて、ぜひ今後、また検討もしていただきたいなと思いますので、要望いたします。

あと総合計画の推進事業でありますけれども、協働の領域をとともに考えるということで市民、職員ともどもにということでもあります。主要事業の1ページのところにもありましたが、ぜひ、いろんな形で、これからともに市民との接触といいますか、そういったとも考えていただきながら、この総合計画を、さらに肅々と進めていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あと男女共同参画センターの講座開催の分でありますけれども、この市民活動団体とのコラボレーションというのはどうかと思ったんですけれども、今、お聞かせをいただきました。本当に大事な点でもありますし、さらにコミュニティセンターに移りましてですけれども、この男女共同の、その思いがさらにもっともっと定着するような形でご努力をお願ひしたいなと思います。

女性大学開催の分でありますけれども、本当に受講された方々が自分たちで、そういういろいろ考えられたり、また、グ

ループを考えられているということで、すごくうれしく思いますけれども、本当に、いろんな形で研修や、また、講座を受けられた方々にもっと活躍の場を持っていただければなという思いでありますので、その点もあわせてよろしくお願いしたいと思います。

あと自主防災組織の支援でありますけれども、今も詳しくお答えをいただきました。本当に皆さんのご協力がなければ、そういう自主防災の訓練等に来ていただかなければ始まらないことでもありますけれども、一人でも多くの方が来ていただいて、また、内容も本当に目新しいという、そういったものもないでしょうけれども、それをやっぱり重ねていく中で防災の意識が芽生えてくるとも思います。

もう1点、これ消防団の団長さんが持つておられるということで、防災用無線ということがありますけれども、その無線を消防団の団長だけ持っていらっしゃるんですけども、いざというときに、それが活かされるように、また、そういう情報が、その無線等、今は、もう携帯等もあったり、さまざまないろんな伝達の方法もありますけれども、宝の持ち腐れといいますか、ちょっと大事にし過ぎて飾っていると、なおしきっているというのではなくて、やっぱりそういったあれもマニュアルでは、訓練をしていただいて活用できるように、その点も細かい話がありますが、大事な点ではないかなと思いますので、活用できるように、よろしくお願いしたいと思います。

また、さらに市民の皆さんへの防災教育の強化も大事でありますので、本当に何とか一人でも多くの方が、せっかく自主防災を各小学校区で全部立ち上げて進めていっていますので、そういったところにもう少し、また、さらなる内容の検

討といいますか、もうこれ以上のものはないかもわかりませんが、また、検討していただけたらなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと行財政改革の件につきまして、第4次行財政改革ということで、今、詳しくお話をいただきました。方向性と、いろんな予算についての方針とか、23年度の方針についてもお聞かせをいただきました。先ほどもちょっと触れましたですけれども、やっぱり団塊世代の職員の方が退職後の職員体制も見すえて、少数精鋭で本当に業務を遂行していくことが求められるわけですけども、この理念にあります人材育成実施計画もつくられております。計画に基づいて本当に求められる職員像の実現に、そしてまた、職員一人一人が勇気を持ってチャレンジをしていただけるように、さらなる取り組みをよろしくお願いしておきたいと思ひます。

以上、全部要望です。

○三好義治委員長 次に、野口委員。

○野口博委員 本会議でもるる、国の状況も含めて、民主党政権ができて最初から最後まで初めてつくった予算の中で、この地方自治体から、その予算をどう見るかも含めて申し上げてきたところでもありますけれども、そういう点も意識しながら質問をしたいと思います。

最初に、20ページの市民税の問題であります。当初予算では個人市民税対前年比で4億700万円の減、法人市民税が6億260万円ふやして、総額で58億7,360万円の予算計上であります。いつもお話ししていますけれども、この地方自治体の仕事である市民の暮らしを守ることに、なかなか権限的にはしんどいですが、身近な自治体として地元の中小零細業者に対して支援策を進め

ていくという大きなポイントがあろうと思いますけれども、そういう点で見た場合に、この市民税の状況から見て、そういう市内業者の実態をどう見るかということも、一つのヒントになりますので、時間を少なくする意味で、この法人市民税については、1号法人から9号法人の、それぞれの数ですね、それと1号、2号法人、いわゆる大企業といわれる三十数社の実態についても、その辺を見ながら法人税全体として6億円のプラスをしたと思いますので、そういう全体の法人税を納めている業者の実態と1、2号法人の問題についても含めてご答弁をいただければと思います。

今、国会で論議をされて、盛んに、本予算案は衆議院を通過しまして、それは可決されるだろうということとあわせてですね、関連法案で、その中に法人税の減税問題がありますけれども、これが通りますと、どのくらい影響が出てくるのかということが気になっています。全体としては5%ですから、国税4.5%が影響を受けますけれども、大体総額で1兆5,000億円と言われていています。資料では国の分で1兆2,194億円、地方分で、総額で2,099億円の影響が出ますというのが国の資料に基づく計算でありますけれども、本市の場合、この法人税5%減税の影響がどのくらいになるのかということと、それともう1点、絡めて、たばこ税で若干補てんするという話も聞いていますので、その辺の5%減税に絡む一連の問題について、数字も含めてお話をしていただきたいと思います。

その三つ目は、先ほども論議された市税等の差し押さえ問題であります。この前の国民健康保険の問題ではボイスで放映されまして、国民健康保険料の差し押

さえのために子どもさんの学資保険まで差し押さえると。今後、大阪市は実際、頼んでいる人による回収をやめて民間企業に差し押さえ、回収を委託をするということをやろうとしておりますけれども、そういう点では今日の生活がしんどい中で、そこまでするのかというのが、たくさん、こういう部分でもあるわけで、これに関連して、この前、少し本市でも起きた市民税の差し押さえ問題について、少しきちんとしておきたいなと思っています。

ある方の給料が差し押さえされたということで、担当でも関係者も来て協議をなさって、一応、全額、元に戻ったわけでありまして、昨年、ご承知のとおり少額訴訟制度専決委任が本市でも通りまして、簡素化して、さまざまな保険料、税金について、そういう動きができるということになっておりますけれども、いろいろ議会側の提案の説明の中で附帯事項といいますか、実態をちゃんと見て、法に触れないやり方をすべきだということも提案理由に報告しておりますけれども、そういう点からしても、今回の事件はちょっと本市の差し押さえに対する姿勢が問われますので、その経過について少し紹介をしていただきたいと思います。これが市民税問題、1点目です。

二つ目には、先ほども論議された43ページの権限移譲交付金の問題であります。論議されましたのは大体、概略はわかりましたけれども、心配なのは、いわゆる大阪都構想で今、この13日には名古屋の議員選挙がありますし、4月10日投票、4月24日投票で、それぞれ統一地方選挙が行われますけれども、そのいろいろな地域政党ができる中で、いろいろな方針を掲げているわけでありまして、大阪府下でいいますと、府下の市

町村に対する基礎自治体は住民サービスをやって、大阪府が府下の財源を集中させて、いわゆる大規模開発を進めていくという、こういう構図が、使い道では出されているわけでありまして。その準備という位置づけも今回の権限移譲はあるかと思うんですけれども、やっぱり府は府として役割があるわけで、市は市で役割があるわけです。そういう立場を抜きにして今回、大阪府がいろんな形で権限移譲を出してきているということは、きちんと見ていただきたいと思うんですが、いただいた資料を見ますと平成19年度、20年度の2か年でたくさんの件数を扱っている項目もありますけれども、実際、こういう項目が、二つの原則を述べられたけれども、現状の体制でいけるのかと、市民サービス向上につながるのかというところが、きちんと分析されて大阪府に対して、もの申していくという姿勢は、僕は大事だと思っています。

先ほど申し上げた市は市の役割と、府は府の役割というのがあるわけで、それを飛び越えて無理やりに、今回、大きな流れの中で進めようとしておりますけれども、そういう問題について、どういう姿勢で、この間、取り組んできたのか、ちょっと確認の意味でご意見を求めておきたいと思っております。

それと特例地並みの権限を与えていくというのが、一つの大まかな形なんですけれども、いつも申し上げている自前の自治体という点で、まちづくりに関係して建築主事の問題ですね、特定行政庁問題、当然これお金がかかります。体制も当然、補充になります。そういう点で、先ほどの原則から外れますけれども、この自前の自治体をつくっていくという点では、こういう問題も検討していくということになるかと思うんですけれども、

大阪府下31市、大阪市と堺市を除いてますけれども、31市で、この建築主事、特定行政庁を持っていない市は、どのくらいあるのか、あわせて、この問題について今、どういうスタンスなのか、お答えをいただきたいと思っております。

3点目、51ページの財産収入問題であります、今回、財政的な要件から4か所分の土地を売却し、6億円を超える収入を見越して計上されている問題です。先日、その中で旧ふれあいルームの再利用問題について、地元自治会から、いわゆる再利用問題について、そのために一度懇談してほしいという申し入れがありました。かかわっていますので、すべての議員にも要望書の内容をお渡ししておりますが、あの用地は歴史的にもご承知のとおり平成16年3月に三宅幼稚園が廃園されて、その後、福祉会館の代替施設ということで、平成18年4月から昨年12月まで使っておりました。選挙になりますと選挙の投票所としても使われておりました。この間、公共施設の利用頻度という点でも申し上げてきましたけれども、いわゆる市内の公共施設で最も高いということでもあります。その実態をどう見るかということは、もう一応話し合ったこともあると思っておりますけれども、改めて、僕らもそうなんですけれども、行政側も暫定的に利用したけれども、市内一番の利用頻度はなぜかという点で、認識を改めて感じたと思っています。そういうことも含めて、今回、地元自治会として、そういう内容で要望書を提出しておりますけれども、このことについてどういうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

4点目は57ページですが、諸収入の雑入問題で、大阪府下の市町村振興協会交付金5,300万円、大体、最近の流

れとして、こういう交付金が、どういう項目できているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

5点目は、女性政策課に絡む話であります。79ページに諸経費が計上されていますけれども、一つは昨年4月にコミプラに移転しましたので、旧の男女共同参画センターが移られて、この半年間など、そのメリットといいますか、一度どうお感じなのかということで、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

新年度の取り組みについてであります。新年度が第2期せつ女性プランの5か年計画最終年度でありますので、改めて新年度の取り組みを含めて、この5か年計画から見て、どういう到達状況になろうとしているのかという角度からちょっとお答えをいただきたいと思います。

3点目は、女性プランの基本課題6に女性に対するあらゆる暴力の根絶という課題がありますけれども、この中で、子どもさんだとか、DV問題について取り組むということで位置づけて進んでおりますけれども、一つは最近のDV状況ですね。どういうことなのかというのが一つ。もう一つは、子ども家庭センター、当然、女性もそうですが、子どもさんも一緒になりますので、ちょっと所管がふくそうしますけれども、大阪府の新しい予算で、子ども虐待問題について扱う府下6か所の子ども家庭センターでの専門員と一般職を含む20名が雇われるそう。府下6か所に、それが配置をされるということになりますけれども、こういう一定、少しですけれども、体制の改善が摂津市の、こういうDVや子どもさんの虐待問題の相談の中で、どういう影響が出てくるのかというのを少しお聞かせいただきたいと思います。

六つ目は、87ページの委託料にコン

ビニ収納に関連しての費用が計上されていますけれども、単純に昨年もありましたけれども、今回、市民税と固定資産税にも拡大されます。一応、流れですね、単価等は、また後日、資料をいただければいいですけれども、流れを一応、確認させていただきたいと思います。

7点目は消防関係です。一つは代表質問でも申し上げた、本市も含めた地域の救急医療体制問題であります。毎回、毎回、その都度、救急事案が発生しますと大変な仕事の中で頑張らせていただいていることは承知の上であります。そういう現場の頑張りについて、こたえない今の医療政策というのが根本には当然あるかと思えますけれども、この間、資料もお渡ししていますけれども、大阪府が三次救命救急から少し方針を変えて、例えば、千里救命救急センターへの5年間の毎年3億5,000万円の補助金を府の予算、今回、削りました。こうした問題について、関係者、関係自治体から運動も起きて、補助金を還元してほしいという取り組みが進められています。本市が関係する三島救急センターにおいても数年前の、いわゆるPT試案では4,500万円の運営経費、たくさんのお金が府から出ていますけれども、その中の4,500万円について削減すると決まりましたけれども、これは運動によってストップさせていますけれども、こういう経営基盤をあやうくするような、今、大変ご苦労されてドクターカーも自前で発注して、それを活用して救急事案に対応している、こういう実態をなかなかしんどくするような状況が出てきていますけれども、改めて、その摂津の状況も含めて、この問題に対して、どう取り組むのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

二つ目は、先日、千里丘東5丁目で火災がありました。心からお見舞いとお冥福をお祈りいたします。ちょっと気になる話が来ていましたので、少し正確な状況をお話ししていただければという趣旨の質問であります。率直に申し上げて、千里丘出張所の体制が少なくなったから初期の発見だとか対応が大変しんどかったんじゃないのかなという、そういう質問が飛び込んでいますので、実際の状況についてお話をいただきたいと思います。

絡めて、消防職員は93名が職員体制で過去、来ていましたけれども、現状は91名が正職で、あと2名のうち1名がフルの再任用で、もう1名が短時間の再任用であります。そういう職員体制の問題も、その背景にあるのかなと思っておりますけれども、そういうことを含めて、この問題についてお答えをいただければと思います。

160ページに災害対策費が計上されていますけれども、毎年、防災関連の予算を計上されて、いろんなことを取り組んで来ておりますけれども、昨年の決算でも少し質問をした中で、絞って再質問になりますけれども、公共施設の耐震化問題ですね。現状どうなのかと。地域防災計画には公共施設の耐震化について、91施設、144棟があります。これはどういう状況なのかと。

それと市内主要施設の体制整備ということで、防災拠点として63施設、111棟がありますけれども、同時に福祉避難所を含む避難所という点では30か所と書いておりますけれども、こういう災害が発生した場合に対応する公共施設、準公共施設の耐震化の状況について、今後の見通しについてお答えをいただきたいと思います。

9点目は、指定管理者制度の問題であ

ります。各課で所管するところは対応していますけれども、昨年、改定指針が出されて、ことしから3年間で新たな方向で取り組んでいきます。昨年の改定指針の段階で22か所8団体に管理委託がなされてきておりますけれども、ご承知のとおり当初、国の指定管理者に対する方針と、平成20年の総務省の運用の通達だとか、昨年12月の総務省の通達とか、この指定管理者に対する国の姿勢も見方も変わってきていますので、そういう問題を含めて今後3年間のスケジュールの中で、そういう通知も生かした、ほんまに市民サービスの向上につながっていくとか、そこで働く労働者の労働条件もきちんとしていくとか、そういう問題について、そういう視点から検討すべきだと思いますけれども、こういう問題について、少し教えていただきたいと思います。

関連して、これは要望にしておきます。指定管理を委託している団体に対して、毎年、部長が定年退職されて、そういう団体にですね、長なり責任者ということで、再雇用ということで派遣されます。大体、お聞きしますと一月28万2,000円の報酬と。週5日仕事、交通費はなし、ボーナスなしという条件でですね、仕事に入るわけでありまして。ご承知のとおり、この間、シルバー人材センターでは、昨年4月、数日間でおやめになるとか、これは個人の体調問題だと思いますけれども、この2月には、保健センターに行かれた方が急に退職されるということがあります。だんだん働く方々からも、いろんな批判が上がってきていますけれども、一定お金を支払って長として仕事をさせていただくという立場で部長経験者を派遣するわけでありましてけれども、そういう点では今回の事態を受けて、そういう選定だとか、任命する場合の個人の

資質問題を含めて、きちんと対応していくことは大事だと思っていますので、そういうことを申し上げて改善を求めておきたいと思います。

10点目は、財政問題であります。本会議でもいろんな角度から論議がされました。再度、繰り返しになりますけれども、まず、今回の民主党政権によって、ご承知のとおり交付税制度の見直し、2年間で、いわゆる原資とする6%分を5%、4%に引き下げていくということがあります。臨時財政対策債は平成25年度、3年後から廃止をされるということがありますけれども、そういうことも含めて、昨年、立てた平成28年までの中期財政見通しをどういうふうに現時点で考えているのかということで、まず、考え方をお聞きしたいと思います。

その二つはこの間、国において年度途中でさまざまな補正予算が組まれて、ほとんど借金ですけれども、交付金だとか、基金だとか、たくさんきました。いただいた資料を計算しますと、総額で11億9,000万円、だから、約12億円が、この間、いわゆる補助金ではなくて、国から、そういうお金が摂津市でも来ているわけです。これを使って、最初は雇用不安の中でできましたので、雇用創出ということで人件費問題とか、行政が求めている仕事の内容で、そういう活用をされましたけれども、最近は、いろんな形で、わからない言葉を使って交付金が出ていますけれども。しかし、自治体としては、この交付金を使うということは大事な一つのポイントであります。そういう点で、まず、状況をお尋ねしたいと思うんですけれども、ほとんど活用されて残っていないと思いますけれども、その辺の数年間の、平成21年度、20年度ぐらいから、そういう国の制度が変わっ

た中で本市として活用した状況をですね、どのくらい残っているのかということも含めて、まず、教えていただきたいと思っています。

それといろいろ民生所管でも本市の待機児童がふえて、その対応をどうするかということになっている、そういう点での論議もされています。高槻では、民間は当然ふえますけれども、公立の保育所も、どんどん今、建てているわけですね。確かに、この間、制度変更で公立が建てる場合は補助金なしでありますけれども、こういうところに基金を使えないかという点もちょっと自然な質問になるんですけども、この基金の中で公立が建てる保育所建設の費用として使えないものかという点について、少しどう理解したらいいのか、教えていただきたいと思っています。

11点目は、機構改革なり人件費の問題であります。昨年第4次行革が制定されて26年までに、その行革を進めていくという中の一つとして5年後には職員を660名にしていくと。平成21年4月は719名でありましたけれども、これは5年後に、平成26年度末に660人の正職にするということで目標を定めました。しかし、いただいた資料を見ますと定数管理なりの、この数に匹敵する数字は656になったんですね。5年間ですべき目標を1年間で達成したという、この状況をどう見たらいいのかということ率直に、まずお尋ねしておきます。

もう一つは、毎年、この論議をしておりますけれども、全体の職員の中で正規職員、非正規職員の割合がどんどん変化してしまっていて、この再任用の短時間職員を非正規に入れれば、40%を超える非正規職員の率になるわけでありまして、この正職数も1年で達成したと。

しかし、その一方ではワーキングプアと呼ばれる職員がどんどんふえているという、こういう状況について、どう見ているのか。あわせて平成25年度ぐらいをめどに定年延長問題もありますけれども、そういう絡みの中で今後の職員定数問題を、今、どう見ているのかということも答えていただければと思います。

次に、平和問題であります。市長の市政方針の中で平和公園に原爆に焼かれた石と石碑を設置して早25年がたったということから、いろいろおっしゃっておりますけれども、改めて、僕らも被爆二世として、その団体に入ってちょこちょこはさせていただいておりますけれども、昔は僕らも身近な公園で、夏になりますと、市からビデオを借りまして、100人ほど子どもに集まっていただいて、平和ビデオ会をやったりしているんですけれども、そういう点から見ますと、今、いろんな形で祭りをやっておりますけれども、平和公園を拠点として時期的に、いわゆる多くの方が集まっていただいて、平和の問題を考えさせていただくと、そこに子どもさんもたくさん来ていただくということで、ちょっと工夫していただいて、こういう言葉で市政方針に市長も述べているわけでありますので、平和公園を活用した平和祭り、平和事業といえますか、1回ちょっとは検討していただくということで、宿題として投げっておきたいと思っておりますけれども、ちょっと現時点でのお考えを聞いておきたいと思っております。

13点目は集会所問題であります。先ほども論議がありました。今後、統廃合も含めて、どうするか検討していきたいという話であります。昨年ちょっと言いましたけれども、やっぱり、うち5人の議員がおりますけれども、各議員からいろんな、地元で集会所を使って、集会所

しますけれども、お金がないところもたくさんあるわけで、そうしましたら、猛暑だとか、そういう時期はクーラーも故障している。使えないという、たくさん聞いています。そういう現状があるわけですから、1か所当たり3万8,000円の補修費を市は各集会所に与えておりますけれども、必要なところはきちんとやっぱり予算を組んで、修理をしていただくという対応は大事だと思っておりますので、その点、どうお考えなのか。

小学校のエアコンの問題であります。補正予算が出ておりますけれども、入札に関連してであります。自然な質問でありますけれども、3億円を超えるこの事業について、そのメーカーに対して入札を出すということは、器機としては当然かもわかりませんが、実際、仕事をする場合は地元にはたくさん家電販売店があるわけで、そこに仕事が回ってきて、それで実際に学校に行き仕事をしていただくという、この流れをつくれなものかと思っておりますね。いろんな工事のレベルがあるということで、答弁をされておりますけれども、そういう入札から実際の現場仕事までの中で、そういうシステムができないかと。昔は書店会をつくって、そういう形で全体を書店として採用した経過もありますけれども、ちょっと汗をかいていただいて、地元のすべての家電販売店に伝えて、その仕事に参加できるような条件はつくるべきだと思いますけれども、その点、一度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後に総合計画問題であります。ことしから、ご承知のとおり総合計画の10年が始まっていきます。先ほども一応、質問がありましたけれども、改めて自治体としてのよって立つ基盤をどこに置くのかという問題です。協働という切り口

をいろいろな角度からも論議されましたので、あまり申し上げませんが、自治体の仕事だとか、職員がよって立つ基盤、全体の奉仕者として、その市民の暮らしを守っていくんだという立場を押さえないければ、ただ単に仕事の分担であり、そこに第4次行革が絡まってくるわけにありますから、10年後住みやすいまちづくりができないということも当然あるわけにあります。そういう点で、過去10年間ですね、ちょっと記憶をたどっていただいて、この10年間の摂津市の動きを、今後10年間どう生かすかということ、ご質問したいと思うんですけども。例えば、平成12年、10年前であります。このときには初めて公民館と学校施設の有料化がやられました。今では考えられない正雀市民ルームや文化ホール、30%の値上げが行われました。下水道料金も15%の値上げということで、いわゆる借金の追い増しですね。公共料金の高い町という、そういう内容で突き進んできたのが10年前なんです。翌年にはご承知のとおり市民プールが廃止をされ、当時、助役、二人の助役問題が大きな争点になって、その騒然とした状態で過ぎたのが10年前でありました。

そういう10年前前後と含めて、どうお考えになって、そういうことを過去の10年間をどう生かして、今後10年間に進めていくのかという切り口でありますけれども、その点、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目です。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午前11時50分 休憩)

(午後12時58分 再開)

○三好義治委員長 再開いたします。

答弁を求めます。

川崎課長。

○川崎市民税課長 まず、第1点目の法人市民税の各号数ごとの法人の件数でございますけれども、21年度の事務報告書で申し上げますと、1号法人が2,073件、2号法人が28件、3号法人が567件、4号法人が59件、5号法人が126件、6号法人が27件、7号法人が136件、8号法人が13件、9号法人が20件、合計3,049件となっております。

続いて、この中の1号法人、2号法人の法人数の推移という点でございますけれども、これもリーマンショックの前で比較した場合で申し上げたいと思います。

19年度の1号法人は2,197件、2号法人は23件、続いて、20年度は1号法人は2,091件、2号法人は24件、21年度は1号法人で2,073件、2号法人は28件となっております。

それから、今現在の22年度でございますけれども、23年2月調定までの累計で見ますと、1号法人は1,987件、2号法人は23件となっておりますけれども、参考に昨年(22年)3月分の調定件数で見ますと、1号法人は1,111件、2号法人は2件となっており、これらを参考にして22年度の最終累計で件数を見込みで申し上げますと、1号法人は2,098件、2号法人は25件程度になると予想しております。この件数につきましては、リーマンショック前の19年度の件数には届きませんが、20年から22年度の件数については、一応、横ばい状況で推移しているものと見ております。

続きまして、平成23年度税制改正案にあります法人税率引き下げによる法人市民税への影響ということでございますけれども、今国会に税制改正法案として

上程されております法人税の実効税率の引き下げに伴う法人市民税への影響についてでご説明申し上げます。

現在、法人税率30%、事業税率7.55%、住民税率、大阪府が6%、摂津市が14.7%になっており、その実効税率として計算しますと40.69%となります。ここから法人税率を25.5%に引き下げたときに、その実効税率が40.69%から35.64%となり、この差の5%が実効税率の引き下げになっております。このことによる影響額は法人税率が30%から25.55%への引き下げ率で換算するとマイナスの15%となりますので、平成23年度当初予算での法人税割額17億9,400万円で試算しますと、約2億6,900万円の減収になるものと考えます。

また、この法人市民税の減収分については、委員からもありましたように、道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲案が、これと並行して出されており、その移譲案では旧3級品以外で1,000本当たり644円に本市の年間消費本数見込み1億8,000万本を乗じますと、約1億1,600万円が増収となるものの、差し引き計算ではマイナスの約1億5,300万円の影響になるかと思っております。

なお、この改正案ですけれども、平成24年度からの適用予定となっておりますけれども、まだ、現在、今国会で審議入りしておりませんので、その動向を見守りたいと思っております。

○三好義治委員長 野村課長。

○野村納税課長 それでは、納税課にかかりますご質問にお答えさせていただきます。

まず、最初に市税の差し押さえについてということでございますが、ご質問で

は個別のケースについての経過の説明ということでございますが、個別案件については、できましたら控えさせていただいて、納税課として差し押さえ等の業務をやってる一般的な流れ等についてのご説明ということで、ご了承いただきたいと思っております。

差し押さえという、滞納処分業務につきましては、市税の納付について、基本的には納期内での納付をお願いしているところでございます。

納期限後になっても未納となっております方々につきましては、督促状であったり、催告書等々、さまざまな方法によって、納付のお願いをさせてもらっているところでございます。

先だつての代表質問でもご答弁もありましたけど、多くの市民の方につきましては、納期内に納付いただくようなご努力をいただいている中でございますので、我々としましては、負担の公平性というところも十分意識しながらですが、先ほどの督促や催告等、さまざまな方法によっても連絡もいただけない、また、納付にも応じていただけないという方や、分割納付というのを約束をいただいても、全く履行していただけないというふうな方々に対しましては、次の手段として財産調査という形に移らせていただくわけでございます。

そして、調べさせてもらった中で、財産等が判明した場合には、事前に差し押さえ予告等もご案内させてもらった後に、滞納処分である差し押さえを実行しているところでございます。

差し押さえの中身につきましても、不動産であったり、動産等いろいろございますが、先ほどご質問の中でも出ておりましたけども、給料そのものの差し押さえにつきまして、これは法律で差し押さ

えの禁止財産というのが定められておりますので、その分を計算して、控除した額を差し押さえると。

預金口座につきましては、これも国税徴収法に基づいて、原則、全額もしくは滞納税に満る額までの差し押さえという形になっておりますので、それに基づいて業務を行っているところでございます。

次に、2点目ですが、コンビニ収納につきましてはの流れということでございますが、ご承知のとおり今年度、平成22年度ですが、具体的には昨年からですが、軽自動車税について、コンビニ収納を実施させていただきました。

来年度、平成23年度については、市民税、固定資産税に拡大させていただくという形になりますが、業務といたしましては、収納代理の契約を結ぶわけでございますが、契約の相手方になりますのは、各対象となるコンビニ本部と契約という形ではなくて、その間に収納代行業者というのが存在しますので、その収納代行業者と公金の収納事務の委託の契約を交わさせていただくと。

そして、その代行業者が、各コンビニ本部と契約をされておられますので、その代行業者が契約しているコンビニにおいて、市税の収納が可能になるという形になっております。

ちなみに、今年度の軽自動車税を実施させてもらった状況でございますが、当初、納付書のほうが約2万4,000件の発送がございまして、それに対しまして、コンビニで納付いただいた件数が約7,500件ということで、率にしまして約31%の方に利用をいただいております。

そして、コンビニ収納を行った上でのメリットとしましては、24時間、365日、休日でも納付ができるということ

で、納付いただいている時間帯もさまざまな時間帯がございます。比較的多かったのが、これは金融機関もあいている時間ですが、お昼の12時台、これはお勤めされている方が昼休みにちょっと行かれて払われているのかなというふうな状況も考えられます。

あと多いのが、午後の5時から8時という間が、次いで多いかったかなと思われれます。

ということで、これまで金融機関の営業時間だけではなかなか納付が難しいという方々にとっては、コンビニで市税が納付できるということになると、納付の機会の拡大ということで、これが強いては収納率の向上につながっていければなと思っております。

○三好義治委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 それでは女性政策課所管分のご質問について順にご答弁を申し上げます。

まず1点目、昨年7月にコミュニティプラザに移転後、そのメリットをどう感じているかというご質問でございましたが、複合施設に移転してのメリットといたしまして、まず、男女共同参画センターを拠点に活動される市民団体の皆様には、多様化する活動内容に応じまして、さまざまなお部屋をご提供できるようになり、活動の幅を広げていただいているという点がございます。

また、センターといたしましては、これまで何分、目的を持った特定団体が活動する施設といったイメージが強く、公共施設の中でも認知度が低い状況にございましたが、移転後の顕著な例といたしまして、平成21年度中に旧センターの情報室で、図書の利用を新規登録いただいた方が58人でございましたけれども、昨年7月開業以後、ことし2月末までの

間の新規登録者数は281人となっております。

貸し室を目的にコミュニティプラザに来られた市民の皆様にも職員が積極的にお声かけをし、センターに足に向けていただくことで、施設の設置目的や、男女共同参画の理念についてご理解をいただくことにつながるという点が非常に大きなメリットと感じております。

次に、男女共同参画計画第2期について、最終年度を迎えるに当たり、その到達状況の評価というご質問でございますが、現行のプランの推進に当たり、基本課題ごとに重点推進項目を定め、具体的な数値目標を設定し、また中間年で評価、公表するということを試みました。

現行の計画策定時に、特に女性政策推進市民懇話会から、市職員の意識改革、並びに市が男女共同参画のモデル職場になるように務めるようにとのご意見をいただきましたので、例えば、研究会を活性化し、その取り組みの成果として、表現ハンドブックの作成に至りましたこと。また、女性の各種審議会委員の登用につきましては、参加率そのものは微増という状況であり、目標値に達成はしていませんが、登用指針に基づきまして、2年、あるいは3年の任期の中で、女性委員をいかに登用するか、関係各課においてもご努力をいただいておりますので、達成に至るプロセスという意味では、一定評価をさせていただきたいと考えております。

いずれにせよ、男女共同参画については、すべての施策のベースになるものとして、それぞれの施策の中に視点を盛り込んでいただくよう、こちらも務めさせていただきたいと思っております。

また、市民の皆様に対しましては、個

人個人、価値観もございますので、男女共同参画の理念をいかに共感いただけるかということが大きな課題であるというふうに考えておりますので、今後とも関係課と連携しながら計画の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市におけます最近のDV相談の状況ということでございますが、男女共同参画センターの移転を契機に、女性相談員を配置し、またDVホットラインを開設しましたことから、これまでさまざまな相談の中に潜在化しておりましたDV相談の窓口が徐々に整理されつつあるというふうに感じております。

女性政策課並びに男女共同参画センターで受けました相談のうち、DVを主訴とする相談件数は、平成21年度は全体の約2割でございましたが、22年度は全体の約3割に上っております。

また、そのうち職員が直接、面談により対応しましたケースは、昨年42件から本日現在60件と増加をしております。

特に最近のDV相談の傾向ということでございますが、一時保護につながる緊急を要するケースよりも、DVかどうかというような入り口のご相談が非常に多かったと感じております。

相談内容としましては、経済的な問題が原因で暴力を振るわれ、本人が家計を支えるために借金をしてしまい、自立するための資金がない。あるいは精神的に耐えられないといったケースが多くなっております。

また、外国人女性からのご相談や、特に高齢者のご相談がふえているのも特徴と感じております。

さらには、関係各課の窓口からつながる相談もふえておまして、関係各課職員の意識の高まりというものも感じるところでございます。

次に、DV関係で府内6か所の子ども家庭センターに専門相談員等が増員されるに当たり、市町村への影響ということであったかと思いますが、ご質問にございました、子ども家庭センターの専門職員の増員につきましては、児童虐待に対する取り組み強化という点で、国のほうで予算をふやしていく方向で検討がされている模様ではございますけれども、具体的な内容につきましては、残念ながら市町村には、まだ伝わってきていないという状況でございますので、今後、ネットワーク会議等を通じ、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 それでは、私のほうから権限移譲に関することにつきまして、総合計画に絡みまして、先の10年間の成果、動きについて、今後10年間にどう生かすのかと、この2点についてご答弁申し上げたいと思います。

まず、権限移譲について何点かご質問いただいておりますけれども、まず現状体制で大丈夫なのかというふうなことであったと思いますけれども、先ほども申し上げましたけれども、今回、権限移譲を大阪府から受ける部分につきましては、担当所管のほうとも綿密に打ち合わせしておりますし、また、担当課のほうも、大阪府での説明会、事務説明会等、事務の内容の把握にも努めておりますので、その上で決定したことでございますので、現状の人員でいけるものと、体制でいけるものというふうに考えております。

しかしながら、これらの事務は初めて、我が市としてやっていくものでございますので、移譲を受けた初年度の状況をしっかりと、各課の状況を見きわめて、今後、対応してまいりたいというふうに考えております。

それから2点目、市民の利便性について、どのように考えるのかということでございますけれども、確かに、この大阪府から提示を受けた部分の中身を見ますと、直接市民、一般の市民のみなさんの利便性の向上に結びつくものというのが、確かにちょっと少ないように思います。

ただ、事業者の届け出でありますとか、認可、申請ですね、こういうものが、ちょっと多いのかなとは思いますが、中でも市政方針でも市長が述べられておりましたけれども、身体障害者手帳の交付などにつきましては、その交付の期間が非常に短くなります。市で受けることによりまして、大体10件申請がありましたら9件までは市のほうで判断をして手帳を交付することができます。

残り1割ぐらいにつきましては、ちょっと専門的視点に立ってということで、大阪府受け入れということになるかもしれませんが、そのような事務もございまして、事業者の利便性の向上につきましても、また、そのほかのことにつきましても、市で実施することによって、地域事情に精通しているということもありますので、きめ細やかな対応ができるのではないかとこのように考えております。

3点目としまして、ちょっと大阪府から、上のほうからの無理やりの押しつけではないかというふうなことをおっしゃられてたと思いますけれども、確かに成21年7月に102項目提示を受けた折には、唐突な印象を受けたことは確かでございます。

ただ、これ平成18年12月に地方分権改革推進法を制定されました。これは3年の時限立法でございますけれども、受けて、19年4月1日に地方分権改革推進委員会、翌年、平成20年5月でし

たか、第一次勧告で権限移譲、分権についての提言がされております。そこからしますと、大方の予想としては、翌年ぐらいには何らかの動きがあるというふうなことは考えておりましたので、市としましては、やはり団体自治の強化という面から、受けられるものは受けていこうというふうに考えております。

どういう姿勢で大阪府に対して取り組んできたかということをごさいますけれども、権限移譲を受けるに当たっては、メリットもさることながら、やはり権限と人とお金、これはセットであるということは何度も申してきておりました。

これ今でも申しておりますので、しっかり検証した上で、その部分がつり合っていないということが、ここがしっかりとつかめましたら、大阪府に対して、さらに財源の移譲についても求めていきたいというふうに考えております。

それから建築主事のお話がちょっと出たんですが、数的に申しますと、建築基準法におきましては、25万以上の市には建築主事は必置性ということで、特定行政庁、これ一般特定行政庁と申します。あとまた、建築基準法の中では、木造建築等についても建築確認とかできる、権限であります限定特定行政庁という、こういうのもございます。ただ、大阪府内41市町村の中では、これは政令市2市除きますけれども、建築主事を置いている市は15市でございます。

それから、置いていない市町村は26、合計41でございます。この15市の中で25万以上の市が七つございますので、それを除きますと8市、25万人未満の市のうちで8市が、これは建築基準法の第4条第3項に、25万人未満の市であっても、知事の同意を得て、特定行政庁、これ一般特定行政庁、いわゆる全

権の行政庁でございますけれども、それになることができると、こういう規定がございますので、それで知事に申し出をして、許可といいますか、同意を受けて特定行政庁になられているという状況でございます。

それから、今後どう考えるのかということにつきましては、ちょっと権限移譲の担当課としてのご答弁の域を超えないということはご了承願いたいんですけども、私どもとしましては、やはりこの建築主事を置くということになりますと、あとの違反建築物、これの調査、確認、指導、是正ですね、これも含めまして少なくともプラス2名程度の配置が必要というふうに考えております。そういう面からしますと、先ほど川端委員の答弁にもお答えしましたように人員増、体制にかかわることになってきますので、少し厳しいのかなというふうには思います。

また、手数料等も一切入ってまいりませんので、この今の時点ではこちらのほうから権限を受けに行くということについては、ちょっと厳しいものというふうな認識を持っております。

続きまして総合計画の関係でございますけれども、過去10年間、いろんな値上げもしたと、市民生活どうだったのかということもありましたけれども、私ども確かに値上げした分もございまして、基本は、やはり市民生活、これをしっかりと守っていくということが、私どもの一番の責務であると思っておりますので、値上げ以上にいろんな分野におきまして、さまざまな点で市民生活に配慮をした施策を展開してきたものと考えております。

主に、第3次総計におきましては、シビックゾーンの再配置、再整備でありますか、公共下水道の推進という基盤整備

ですね、これが市民生活の上で非常に進んだのではないかというふうに思っております。

今後の10年間につきましては、これらの基盤整備をしっかりと生かしながら、次代へとつなげるように、しっかりと、今度は、先ほど団体自治の強化と申しましたけれども、摂津市第4次の総合計画で言いましたら、つながりのまちということで、いわゆる市民の力、パワーですね、これをしっかりと出していただいて、私どもと一緒に、私どもも市民さんと一緒にまちづくりをやっていくという面からいいましたら、やはり住民自治の強化ということをきっちりと念頭に置き、また、私どもの市だけではないかもしれませんが、現状におけるいろんな改革の波でありますとか、周辺都市の状況を見きわめると、今後、第4次の計画期間の10年間は、本市にとって非常に大切な時期であると思えます。

いってみれば、この10年が本市にとって勝負の年と言っても過言ではないのかなと思っておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○三好義治委員長 山本次長。

○山本市長公室次長 私の方からは、ふれあいルームの土地売却収入の予算計上にさせていただいた件と、指定管理者制度に関するご質問にご答弁を申し上げます。

旧のふれあいルームにつきましては、委員のご質問の中にもありましたように、福祉会館を閉館し、コミュニティプラザがオープンするまでの暫定的な手法であるということは、委員のほうもお話の中であったとおりでございます。

その中で、昨年、第2回定例会だったと思えますが、ふれあいルームの条例の

廃止条例を上程させていただき、議会の皆様において可決を賜り、この1月1日からは、普通財産として総務部のほうで管理をしているというような状況でございます。

予算計上に至った経過でございますけれども、中期財政見通し等々の策定以後、臨時財政対策債、国の動きが少しございました。財政のエリアに少し踏み込んでしまって申しわけないんですけども、政策という観点から主要基金を残しながら、なおかつ市民生活に余り影響が出ないように、どのような予算組をするのかという中で、第4次行革にもあります市有財産の活用という項目がございます。その中で、用地売却というような項目もございますので、平成23年度当初予算におきまして、旧のふれあいルームを含む4点の土地売却収入の予算計上をさせていただいたということでございます。

ご質問の中にふれあいルームは使用頻度が高いというお話がございました。私、今、平成21年度の事務報告書を見ますと、平成21年度で延べ4万7,083の方がご利用をいただいているというような状況でございます。

先の本会議におきまして、水田部長からコミュニティプラザは8か月間ではございますが、約5万人もご利用をいただいているというようなことでございます。数字の上だけでございますが、コミュニティプラザは、ふれあいルームになりかわるような施設になったのではないかと認識をいたしているところでございます。

続きまして、指定管理者制度についてでございます。指定管理者制度は委員もご存じのように多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するために公の施設の管理を民間の能力を活用しつつ、

住民のサービス向上を図りながら経費の削減を図るということを目的に定められた制度でございます。また、指定に当たっては、極力といいますか、複数の事業者から事業計画をちょうだいし、選定においては公募の過程をとることが原則であるというような制度になっております。

私のほうも昨年、12月28日の総務省の通知は存じ上げております。指定管理者制度の運用についてということで、総務省のほうから、これまでの指定管理の状況を見きわめて適切な運用に努めるよう地方自治法第252条の17の5に基づき助言指導するというような通知の内容になっております。その通知におきましても、前段で、先ほどの趣旨、目的については述べられているところでございます。注意する点ということで8項目の注意する点ということの助言指導に基づく項目がございます。その中に委員のほうのお話もありましたように公共サービスを低下しないということと、そこで働く者の労働法令の遵守、雇用労働条件に適切な配慮がなされているよう留意することというような項目がございます。

指定管理者制度におきましては、昨年の6月、第一次改訂版の指針をご説明させていただき、今、着々とその後のスケジュールに従って、今年度、各法人がおつくりになる業務改善改革、経営強化等の取り組み指針を、今年度中にちょうだいたいしたいということで、今、関係各課と調整をいたしているところでございます。

指針に示しております具体的スケジュールに従いまして、また、指定管理者制度の趣旨、目的、なおかつ、昨年12月の運用に当たっての通知等々を勘案しながら、今後3年間において指定管理者制度の方針を決定していきたいというふうに思っております。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 まず1点目でございますが、市町村振興協会交付金の件でございます。この原資でございますが、これは宝くじになっておりまして、もう既に22年の実績が出ております。これによりますと、サマージャンボで、大阪府の配分額が20億円、これを政令市を除く41市町村に配分されます。均等割分が3割、人口割分が7割というような配分の仕方でもって、サマージャンボ分が3,657万7,000円。もう一つは、オータムジャンボ。これはちょっと規模が小さいんですが、9億円ございます。これが先ほどに応じた配分方法で1,583万3,000円配分されておりまして、22年実績が5,241万円となっております。23年度当初予算は、これに従いまして5,300万円を計上させていただきます。

続きまして、財政問題ということで、まず、臨時財政対策債のお話、特別交付税のお話でございますが、国は地方財政対策、地方財政計画というのをつくってまいります。これは1月の半ば程度に国の説明があつて、大阪府は2月1日に説明会を催し市町村に周知させるということなんですが、ここの場におきまして、過去から、これはどうかということで。臨時財政対策債は、ご承知のとおり基準財政需要額に積まれるものでございまして、もともと出口ベースの交付税の不足額をどういう形で補てんするのかと、これが過去から国と地方の折半ルールというのがございまして、平成13年度以降は、地方が、地方債を発行して半分を持ちましょう、国は国債を発行して特別会計、交付税特会に繰り入れましょうというルールがございまして、そもそも交付税として配る原資を地方債で賄うとい

う制度でございまして、過去から、これが不交付団体に配分するのはどうかという議論はございました。しかし、リーマンショック以降の不交付団体の財政の状況を見た中で、やはり一定の行政水準を確保しなければならないということで、当分の間、臨財債の発行は許可されたんでございますが、ここにきて、3年間に徐々になしにしていこうかというのが説明を受けたところでございます。

もう1点、特別交付税の件でございしますが、これも国の説明によりますと10年、20年前の交付税の総額、これの6%という、非常に額としては小さかったと。

ところが今は、出口ベースの交付税が大きくなっておりますので、この6%は非常に大きいと、それを徐々に落としていくんだという説明。

それと、この特別交付税というのは、基本的には災害、火山の噴火であるとか、地震であるとか、そういうのに優先して配分されてきて、残がいろいろな市町村の特殊財政需要によって配分されるということになっておりまして、ちょっとブラックボックス的なところがございまして、そこを透明化するということで、その2%分を普通交付税の算定のほうに持っていくというのが、国の説明でありました。

それを受けて、中期財政見通しはどうかというご質問ですが、中期財政見通し上、22年、23年、24年と11億円ずつの臨財債を見込んでおりました、しめて33億円であります。これを配分額、単純に国が説明されている率で、これも算定が、細かい算定がありますので、まだそれは出ておりませんが、単純に割合だけで落としていきますと、ここで12億円余りの一般財源の穴が出てくるといって形になっております。

先ほどの山本次長の答弁でもございましたが、予算編成方針の前提となる中期財政見通しでございまして。そういう状況を受けて、未利用地の売却を進め、その穴のあいた11億円からいいます23年で5億8,000万円程度ですね、穴があいてるわけですが、それを何らかの形で埋めると。その一つの手段として、未利用地の売却、行革のメニューを着々と進めるといって、補てんをしておるところでございまして。

今後の財政の考え方なんですが、やはり主要基金が21年度決算で50億6,000万円でございます。この基金をしっかりと温存しながら、これが地方債との発行の兼ね合いになってくるんですが、これをしっかりと保っておく。この起債と、その基金との兼ね合いが、今後の財政運営のポイントと考えておりますので、中期財政見通しですね、また22年の決算を見きわめて、しっかりと立てていきたいと考えております。

次に、3点目に国の経済対策のお話がありました。総額の国費、議員おっしゃるとおり、11億9,700万円入っております。それに応じます対象事業といたしましては、総額で23年、24年も含めてまして、23億1,400万円程度でございます。この評価でございまして、例えば、雇用創出を行うための事業が数々打ってまいりました。これで、新規雇用が101名、実際の延べ日数で9,293日、創出できたのかなと。まだ、例えば義務教育関係の施設整備で耐震を含め、そういう整備、あるいは老朽化した公共施設の改修などに国費を入れてまいりました。その裏は、全額、地方債の発行を許可されますので、一般財源がなしですね、本来、課題であった事業を進めてこられたんだと、前倒しでやっつけられた

たなという形で評価をいたしております。

それと、残っている交付金というふうにおっしゃってございましたんですが、一つ、「住民生活に光をそそぐ交付金」というのがございまして、DV対策であるとか、いじめ・不登校対策であるとか、そういうところに対処できる交付金などではありますが、これが、まだちょっと残っております。平成24年に635万4,000円程度、これは学校教育の相談事業に活用してまいりたいというふうに考えております。

それに絡みまして、公立の保育所の施設整備に、この基金等をなぜ充当できないのかというお話がございました。

平成17年に、小泉改革において三位一体改革というものがございまして、このときに公立保育所に対する施設整備補助金が削減され、一般財源化されております。これに伴いまして、厚労省の説明は、やはり一般財源化されましたので、これは地方交付税制度の枠の中で標準事業費として算入しておると、こういう説明で、したがって、公立保育所に対する補助金はなしというような考え方を示しております。

最後に、小学校の普通教室にエアコンを設置してまいります。その入札の関連のご質問なんですが、先の本会議で総務部長の答弁にもありましたように、やはり家庭用のエアコンを設置するというようなことと、学校にエアコン、これは業務用のエアコンであり、学校の現場ですので、当然2階、3階ございます。そこに配管していくためには、例えば足場の整備とかございます。その配管に伴って、受変電設備等の接続という、大きな配管の工事もございます。そういうことを考えますと、これはもう建設業の許可を持つ業者でないとできないと、一般の

小売の電気屋さんでは非常に困難であるということで、この工事の発注については、建設業の許可は28種ございますが、そこで管工事と、これで登録されてます事業者、それもAランクの事業者に一般競争入札をしていただいて、事業を実施してまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 樋上課長。

○樋上警備第2課長 消防署1点目の救命救急センターへの補助金の廃止と、救急搬送の状況についてご答弁申し上げます。

平成18年4月大阪府立千里救命救急センターが大阪府より済生会千里病院に移譲された際、5年間という期限つき支援事業が今年度で終了となります。

本市消防といたしましては、豊能医療圏の各消防本部へ問い合わせを行いましたところ、千里救命センターの存続については、現在のところ未定であると聞いております。つきましては、今後の動向を注意深く見ていきたいと考えております。

平成22年中の救急搬送状況であります。搬送件数は3,681件のうち、三次医療機関への搬送は、済生会千里病院救命救急センターに22件、三島救命救急センターに48件、大阪大学附属病院高度救命センターに14件、そのほか関西医科大学附属滝井病院に6件、枚方病院に2件、合計92件となっております。また、二次医療機関への搬送数は3,441件、一次医療機関への搬送件数は148件でございました。

なお、管内医療機関への搬送は、約34%となっており、管外医療機関への搬送が多くを占めているのが現状であります。本市の保健福祉部、医師会とも連携をとりまして、解決に取り組んでまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 本山参事。

○本山消防本部参事 もう1点目の千里丘東5丁目11番で発生しました火災と、千里丘出張所の体制について、お答えいたします。

まず、消防署の体制ですが、1日の勤務人員を最低25名といたしております。千里丘出張所につきましては5名の配置で4人勤務とし、休暇等々が出た場合の最低勤務人員を3名といたしております。

本火災につきましては、火災出場時、既に本署通信室のカメラにて黒煙を確認しており、炎上の情報が入っておりましたので、初動体制として人命救助と延焼防止の指示を出すとともに、非番員、消防団員と吹田市消防本部に応援要請をいたし、消火活動を行いました。

結果、共同住宅全焼1棟、延焼6棟の内訳といたしましては半焼1棟、部分焼1棟、ボヤ4棟でありました。

千里丘出張署につきましては、火災が最盛期の状況ではありましたが、到着次第、隊員3名でありましたが、放水体制として1線2口の放水体制をとり、後に人員増の時点で屋内進入により人命検索を行っており、体制につきましては問題がなかったものと考えております。

○三好義治委員長 明原参事。

○明原消防本部総務課参事 私のほうからは、消防署の体制に関連いたしまして、再任用消防職員の配置状況ということでお答えします。

現在、消防職員につきましては、条例定数93名で、実員93名を配置しております。うち2名が再任用職員であります。2名とも隔日勤務で消防隊員として正規の消防職員と同様のサイクルで勤務しております。日々の勤務の中で長年培われた消防知識や消防技術を若手職員に伝承しながら、育成指導をしていた

だいております。

委員からご指摘をいただいておりますとおり、平成23年度の予定といたしましては、再任用を2名予定しております。

内訳といたしまして、22年度末の退職者1名と再任用2年目となる職員1名、計2名の予定でございます。

配置といたしましては、1名をフルタイムでの隔日勤務、1名を短時間勤務での毎日勤務をとということで考えております。

消防職員の再任用につきましては、再任用の意向調査を実施した後、消防本部再任用調査委員会で、再任用希望者の在職中の勤務状況ですとか、現在の能力、体力、そして、やる気等を客観的に判断し、採否を決定しております。

再任用職員を含め、定数の93名で消防業務を実施し、高度化、複雑化するニーズに対応していくわけでありますので、全職員に対しまして健康管理、安全管理には特に指導配慮をいたし、より市民満足が得られる消防業務を実施してまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 布川参事。

○布川総務部参事 まず、公共施設及び避難所の耐震化についてでございますが、先ほど委員のほうからご指摘いただきましたように、22年3月末現在で91施設、144棟のうち85棟が耐震化になっており、耐震化率が59%になりました。

平成22年度も教育委員会等におきましても、学校などの施設に耐震工事を進めていただき、一定の成果を上げていただいていると思います。

また、避難所の収容施設でございますけれども、同じく21年度末現在で防災拠点の63施設のうち111棟ございますが、そのうち64棟、57.7%が、また避難所30か所のうち18施設、60

%が耐震化を終えております。

平成22年度末の数値につきましては、いずれも新年度に入ってから関係各課からの報告をいただいて集約するということになってございますので、正確な数値はお示しすることはできませんが、一定の成果を上げられているものと存じます。今後とも関係各課におきましても、耐震化に向けて鋭意努力をしていただけるものと考えておりますが、防災担当課といたしましても、1日も早く防災拠点や避難所、公共施設の耐震率が100%になるよう要望してまいります。

続きまして、集会所の運営についてでございますが、委員ご承知のとおり、各市立集会所には、光熱水費の基本料金相当分3万8,000円を業務委託料として市立集会所受託者にお渡ししております。

エアコン、冷蔵庫、物置等の新設、増設には、それぞれの集会所の実情に合わせて当初から受託された自治会での設置を引き続きお願いしております。

ご要望の趣旨はよく理解しておりますが、現在の財政難の中でも市立集会所を快適に利用していただくために、建物の緊急的な維持管理を最優先に行う必要がございます。エアコン設置等、その他の費用につきましては、従来どおり受託された自治会にてお願いしたいと考えております。

○三好義治委員長 石原課長。

○石原人事課長 まず1点目、なぜ、この1年で660人を下回る職員数になるのかという問いでございますが、まず、新規採用職員の人数の決定の考え方としまして、定年で退職され、その後、再任用短時間職員を希望される方、その方々につきましては正規職員でありますので、その再任用短時間職員の人数を勘案し、

新規の採用人数を決定しているところでございます。計画当時、当初は平成23年4月で670名程度を見込んでおりましたが、この平成21年、22年度の退職者のうち、再任用短時間職員を希望される方が当初の見込みより多くなり、その分、新規の採用人数を抑制いたしまして、660名を下回る職員数に至ったところでございます。

次に、今後の定数についてですが、思った以上に早く、この660人以下となる見込みから、今後、各職場の状況の把握、また、先ほどありました、これから示されます定年延長制度の内容等も含め、見直すべき項目を点検しながら、職員体制について再設計をしていきたいと考えております。

○三好義治委員長 林課長。

○林人権推進課長 平和公園を活用した啓発の取り組みについてというご質問にお答えいたします。

平和公園は、1986年の国際平和年に、平和をテーマとして整備された公園であります。主な施設としまして、市政方針にもありました、原爆で焼かれた石のほかに、平和の鐘や、平和のゲート、祈る子の像などがあります。

過去に平和の鐘につきましては、成人式に成人の代表の方が鳴らされたことがありますし、祈る子の像については、いつ行っても折り鶴がかけられて、平和を祈っていただいているような状況であります。

また、ことし6月に原爆被害者福祉協議会が40周年を記念して、記念植樹をされるというような催しがあると聞いております。

ただ、整備されて25年がたちますので、平和公園の設立の趣旨とか、その施設のことを知らない市民の方もたくさん

おられますので、公園の担当課と協力しまして、その辺の趣旨等をPRしていきたいと考えております。

その中で、いろいろな方のご意見をお聞きして、どのような啓発の催し等がいいのか、今後、考えていきたいと考えております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 2回目の質問をさせていただきます。

最初の市民税の問題であります。国の法人税減税の影響は来年度、もし通ればですね、少し1年間、影響おそくなりますけれども、昨今の賃下げ社会の中で、この大手企業は大変なもうけを上げているのに、実際サラリーマンの方々、国民は逆に10年前に比べれば、ある数字では年間換算で62万円収入が減っているということで、異常な賃下げ社会について警鐘乱打をしております。

最近、「選択」という保守系の雑誌でありますけれども、トヨタ等がたくさんの単価切り下げやリストラで大もうけをしている現状をとらえて、こう述べてるわけですね。紹介しますけれども、この数字は底辺で、今なお、もがき苦しむ下請部品会社の悲鳴と苦悩の上に築かれていることは周知の事実である。下請いじめは熾烈をきわめる。まるで部品会社の生き血を吸うごとく、納入原価を極端に抑えていると。こういう言葉をですね、保守系の雑誌で指摘していますけれども、それだけ大変な状況の中で、しっかり一方では、もうけている企業に対して、今度は法人税の5%減税でまけてるというんです。その財源を摂津市みたいに地方自治体も、その分出してあげるといふ、こういう構図になりますのでね、そういう意味では、国の地方財政対策のゆがんだ中身というのには、改めて指摘をしておき

たいと思っています。

そういう意味では、いろんな場で、地方財源確保というところから、摂津市も自治体としてもものを、ぜひいただきたいということで、お願いをしておきたいと思っております。

市民税の差し押さえの問題であります。個別の案件だからあまり、それに答えられないということでもありますけれども、実際、自然に考えて給料とわかっているのに差し押さえされたら、その前後の脈絡はあるかもわかりませんが、こういう実態だと思っています。

他市では、この税金にしても国民健康保険料にしても、分割で払ってるときでも残高が残っているから一括で返済しなければ差し押さえしますとか、こういう行動もあるわけですね。

また、最近は国民健康保険料について、滞納分について、生活保護受給になった方が申請終わった後、国保課に行って、滞納国民健康保険料の分割納付の相談をするという、以前なかった問題、こういうこともしながら、本市でも、いわゆる借金と税金とか公共料金は違いますが、そういうやり方で回収をしている自治体もありますので、改めてきちっと精査して、対応をお願いしておきたいと思っております。

権限移譲の問題であります。なかなかわからん部分もあるんですけども、橋下知事はこんなこと言ってるんですけども、権限移譲に消極的な自治体に対してペナルティを課すと。こういう発言を行って、ある面では大阪府の、そういう事務を市町村に投げてるということも一方ではありますので、ぜひ、その点もきちっと見ていただいて、先ほど、申し上げた尺度で対応を改めて求めておきます。

建築主事の問題は、自立したは自治体

として探求してほしいと思っている課題でありますのでね、ぜひ今後、いろんな場で検討していただいて、早期実施できるように進めていただければということをおもっています。

それと、その関係で、先ほど障害者の手帳交付の件で紹介ありましたけれども、例えば、52項目の中で、まちづくりに関係する、この開発工事の許可と、19年と20年の2か年で、2,630件、本市でありますけれども、これが来年度、1年後に移譲を受けるという点だったり、屋外広告物の設置許可の事務についても、59件ありますけれども、そういうような数の多いところも含めてありますので、大変心配なのは先ほど申し上げた660人体制、再任用がありますけれども、その少ない人員の中で、ほんまに対応できるかという懸念をしておりますので、ぜひ現場の実態を見ていただいて、きちっと言うべきことは言うていただくということでよろしく願いをしておきたいと思えます。

市有地の処分問題に関連してのふれあいルームの再利用問題であります。

確かに、財政状況からすれば、そういう理屈だと思います。先ほど1回目、申し上げましたけれども、いろんな再認識を僕らもしましたし、確かにコミプラの、あれだけの施設ができましたから利用人数、当然多いかと思えます。それは当然だと思いますけれども。あの施設の形態がですね、利用しやすい建物だということを、ぜひ見ていただくのと、今、中学校単位で地域福祉の拠点をつくっていくという方針もありますけれども、今回も約8,000万円の予算が組まれてますけれども、その一回つぶしたら、また新たに最初からつくっていくということになりますので、そういうことも含めて、地元はいろ

いろ懇談もしたいという話を持ってきますので、適当な時期に懇談の場をまず持っていただくということをお願いしたいと思えますけれども、その問題について、ちょっとお考えを聞かせていただきたいと思えます。

女性政策課の問題であります。2点目の第2期せつつ女性プランの5か年計画最終年度であります。いろいろ評価された中身、到達状況の説明が一応ありました。僕らも男性の一人として、いつも女性にはお世話になっておりますけれども、日本の独特の男尊女卑というところは、自分自身考えても、なかなかおらない部分も、当然ありますけれども、先ほど申し上げた職員意識の改革だとか、市の職場がモデル職場として啓発していくんだとか、いろんな今後の課題方向があらうか思えますけれども、ぜひそのことが達成できるように、いろんなご意見も聞いていただきながら、より充実させてほしいということで、お願いをしておきます。

あとDV状況で、事前に聞かせていただいた最近の相談事で、高齢者が多いことはですね、大体予測ができますけれども、団塊世代が退職されて、家に残っているということはあるのかなと思っておりますけれども。ぜひいろんな状況、変化に応じて対応できるように努力をお願いしときたいと思えます。

救急医療の問題であります。実態は、担当課長のほうから今、紹介もありましたので、それ以上はないんですけども、3億5,000万円の千里救命救急センター支援補助金が今議会で廃止をされた中身で提案をされたわけです。

千里救命救急センターの病院なり労働組合が取り組んで、豊中とか、豊能地域で、こういうピラもつくられて、署名を集めて府知事に要望書を提出すると。

北摂、豊能の救命救急医療を守る会ということで取り組んでまして、3億5,000万円の府の補助金があるからですね、ドクターカーも1台買えて、大体その収支もとんとんでいけると、これがなくなければ経営的にも赤字が出るということも紹介しながら、運動を広げております。

三島救命救急センターの、この4,500万円問題も地元の方々が2年間運動をしてきまして、それで今のところストップさせているという状態であります。

千里救命救急センターのほうは3億5,000万円がなくなったら大変ですから、豊中市だとか吹田市など関係自治体は相談もしているかと思っておりますけども、それで補てんしようかとかですね、そういう対応を含めて検討されてるということも聞いておりますので、ぜひ詳しい内容をつかんでいただいてですね、市としても、先ほど紹介された千里救命救急センター22件の方がね、平成21年度実際にお世話になってるわけでありまして、ぜひまあ一緒に働きかけをするような方向で取り組みを進めていただきたいと。ちなみに三島のほうは摂津も医療圏に入っておりますが、5件に1件が断れると。当然千里救命救急センターのように病院も併設してませんから、わずか41床のベッドしかありませんので、ここに現状でご承知のとおり、この三次救命で対応しなくてもいい二次救命救急センターに来るような方々たくさん利用されて、そういう5件に1件断るという事態に至っておりますので、それと見ていただきながら全体としてはこの地域の救急を守っていくということがありますが、ぜひ声を上げていただいてですね、進めていただきたいと思っております。

それで関連して、この前、市長に対し

てもこの豊能の医を守る会のほうから申し入れをされてきてます。市長として動きをしてほしいということもお願いしておりますけども、もしその辺のことがわかればですね、ちょっと教えていただきたいと思います。

火事の問題はわかりました。災害対策で質問し、答弁もありました公共施設の耐震化などについてはですね、1年前の数字で新しい数字は年度明けてくるということがありますが、ぜひ、お金もかかりますけども、担当課としてこういう課題を決めてるわけでありまして、5年間でこうするとか10年間でこうするとかですね、そういう目標がちゃんとあれば、もう少し地方自治体で取り組むという、そういう条件になろうと思っておりますので、ぜひそういう角度からきっちり中長期の計画立てるように努力をしていただきたいということをお願いしておきます。

指定管理者制度の問題であります。お話がありましたように、指定管理を導入したときの考え方から幾つか変更になりまして、ご紹介があったように公共サービスの水準の確保ということを第一にして通知がなされてきてます。この間、管理者制度が導入されて各地でいろんな事件も起こっておりますし、そういう到達状況を見て、国はそういう通達を行ったということだと思いますけども、ご紹介があったようにそこで働く労働者の労働条件についても、労働法令を遵守をすることもちゃんと受けとめていただいておりますので、そういうこともきちっとこれから3年間の具体的な作業の中で見ていただいてですね、チェックをお願いしておきたいと。当初は国のほうも費用の削減というのを大きなテーマに、中心テーマにしてましたけども、そういう

点からすればですね、長年市が多くの費用を出してつくった団体に今指定をして委託をしておりますけども、3年間当然いろんな形で方針もつくられて市のチェックも入り、検討会も設置をされていろんな会議がなされていくだろうと思いますけども、それとてなかなかですね、経費だけで判断されたらかなわないという状態は予測できますし、改めて先ほど言った公共サービスの問題だとかですね、働く労働者の雇用条件の問題だとかに加えましてね、実際、指定管理者のところで市の高齢者もたくさんの方が仕事されておりますから、そういう状態がなくなる可能性もありますのでね、ぜひ現状の団体で引き続き継続してやっていただくというところも一つのポイントとして進めさせていただきたいと思っておりますけども、それだけご答弁お願いしておきたいと思っております。

財政問題です。大体まあそういうことだと、厳しいと思っております。確かにこの数年間見ますと、平成17年度のこの大変厳しい状態を一応乗り切って今日に一応来ておりますけども、毎年その11億円の一般財源として活用できる市債、借金でありますけども、こないということは大変なですね、市としても財政運営上いろんな問題を考えていくことになろうかと思うんです。

そこで、これから中期財政見通し、昨年度の決算を見て再修正されると思っておりますけども、昨年の決算を見て立ててる平成28年度、これは臨時財政対策債も地方交付税も現状どおりで、これ前提につくっておりますけども、マイナス赤字として17億円の赤字が生じますよという数字であります。基金については、先ほどお話があった平成21年度決算の50億6,000万円が平成26年度には枯

渇するという数字がありますけども、この辺の数字的な動きについてですね、なかなか答えられない部分もあろうかと思うんですけども、大体どういうふうにお考えなのかですね、少し突っ込んだご答弁をいただければと思います。お話にあった平成25年ぐらいからの職員の定年の延長問題もありますのでね、いろいろその新しい条件の変化もありますのでいろんな計算しにくい、出しにくい面がありますけども、大体どう見てるのか、少しお考え示していただきたいと思っております。

それと健全化比率の問題ですね。この間はずっと、より健全化の方向に進んできておりますけども、四つの健全化比率をどう見てるのか、あわせてその辺の問題をお示しいただければと思います。

2008年の福田内閣当時から、参議院選挙敗北後、いろんな補正予算組まれた問題についてはですね、もう結構です。ただ注文としてはいろんな名目の交付金、基金がありますけども、より市民の暮らしという点で、現時点でこの基金を使っているかというところではですね、より厳密な専門的な検討をしていただきたいと、どのことは言いませんけども、そういうことをお願いしておきたいと思っております。

人件費の問題であります。説明で660人を下った理由に、短時間の再任用の方が予想以上にふえられたという説明があります。いただいた資料でことしの4月1日見込みの数字でいきますとですね、総職員数は1,133名ですね。定員管理の職員数が656名ですね。プラス再任用の短期の方が55名で合計711名、62.7%。非正規、非常勤職員だとか臨時職員のほうですけども合わせて422名、37.3%であります。こういう職員構成に見込みとして出されてるわけ

であります。そこでですね、この660人にするための前提条件がいろいろとくる理由として、この間示されてきてて、事務職ではまだまだ多いということで6割補充しかしませんよと、現業はゼロにしますよということできてます。

そこで、ちょっといろんな資料見ますとね、摂津市の人件費がどのくらいかということでも、ちょっと見てみたんですけども、いつも吹田の事務局につくっていただく資料でいきますと市税総額に対する人件費の比率ですね、摂津は平成21年度決算では36.8%なんですね。これはですね、この構成率見ますと府下31市最低なんですね。それだけ占めてる割合が一番少ないということが一つあります。

それで、歳出総額に対する構成率見ますと31市中、下から11番目、3分の1ですね。市民一人当たりの人件費見ますと、これも下から10番目ということで、なべて言いますとそんなに人件費に対してお金は投入されてないと、努力して頑張ってきてると、行政も努力し職員も協力しているという姿、数字上は出ていると思ってます。

中身をいいますと地域手当の6%、10%問題がありますけどもね、こういう状況ですので、財政的な一番のポイントで職員削減ということも言われてますけども、こういう数字もありますのでね、それだけ貢献してるということでもありますので、短時間の再任用の数がふえて結果として660人を下回ったという状況かもわかりませんが、こういう状況を見ていただいて、これ以上のワーキングプアをふやしていいのかというところをきちっと見ていただきたいと思います。非正規や臨時職で働いてる方々の中でも、そのお金で生活しているという

方も当然おると思います。ところが、その方々はワーキングプアとして、200万円以下で生活をするということになります。今全国的には民間もそうでありますけども、公務員の中でも自治体労働者の中でもワーキングプア問題ができて、大きな社会問題になって組合もできてですね、裁判も幾つかどこでもやられてます。そういう意味ではこの人件費、職員の問題についてはいつも言いますが、ただ単に財政が厳しいから、一番の焦点を人件費削減に求めていくということをやめてですね、まずその前に適正な職員数はどうなのかという立場から、その現場現場で論議をしていただくと。そこで、自分のかかわっているその公共サービスが市民的にどういうふうに影響あるのかと、自分のその仕事を市民とともに検討するという、こういうことをしながら自分たちで足元から論議をして、適正な職員数というところは見つけ出してほしいということもぜひやってやっていただきたいと思いますけども、ちょっとお考えをいただければと思います。

総合計画の問題です。まあいつも言ってますので、平行線でありますけども。先ほど担当課長のほうでは今後10年間勝負の年であり、大切な10年間という言葉が使われました。まあ極端なことは言いませんけども、先ほど10年前の状況をお話しました。うがった見方をすればですね、いろんな取り組みされてきたけども失われた10年と、反省すべき10年ということもいろいろと思ってます。

借金全体で見ればね、たくさん借金をつくってきたから毎年毎年新しい借金を繰り返しても、元金償還が高いから自然とその一定でということでもありますけども、借金は減ってくる関係になります。

10年前、平成10年の借金が、これは

まあ一般、公共下水、水道も含めてですけども1,087億ありました。市民1人当たり127万円だったのが、新年度予算、いわゆる平成23年度末見込みでいきますと713億円。1人当たり85万まで低くなってきました。まだまだ高値安定という言葉はおかしいですけども、まあ多くの自治体そうですけども、摂津もそういう状況であります。

先ほど平成10年のこと少し触れましたけども、平成13年度がね、市民プール廃止申し上げました。前年の水道、下水について、この年は水道料金も14.4%値上げをされました。当時の助役2人制が敷かれて、しかし6月にこの方は辞任されるということもありました。大きな問題になったのは旧梅丹用地を4億円で買い戻し、公園にするということもありました。まあこういうことで過去10年間は出発しております。くどくど言いませんけども、課長がおっしゃったように、いわゆる地方自治体の仕事である福祉を十分増進させるという立場でね、市民と一緒に協働が進むように、そういうことで頑張っていたきたいということでエールを送っておきますので、よろしくお願ひします。

ちなみに、現状の市民生活実態を言っておきます。今、就学援助金制度がね、いわゆる所得基準でいきますと収入ベースで500万ぐらいの方もその範囲に入るわけですけども。詳しくまだ分析してませんが、その500万前後の収入の方の家庭が少なくなってきて、まあ200万の家庭が多くなってきているという話をされてます。そういう影響もありますけども、平成20年度4月当初でこの就学援助金制度、当初予算をすぐオーバーしまして今回補正で100口1,000万円ですね、予算が補正として提案

されてます。そういうことだとか、いつも言ってますように税金おさめてる方々の所得金額が一番直近の数字では293万6,000円であります。これは下から門真、泉南、大東、泉佐野について5番目であります。これだけ平均所得がまだまだ低位だということもあります。先ほど申し上げた職員人件費の市税に対する構成率も最低だということもありますので、こういう数字、実態をきちっと見ていただいて、今後10年間進んでいただきたいということで申し上げておきたいと思ひます。

平和の問題はおっしゃるとおりぜひ検討していただきたいと思ひます。

いつも文化ホールの展示室のほうを使っただいて、関係団体が努力し、行政も入っただいて、そういうじきじきに取り組みをしておりますけども、もっともっと、規模を広げていただく方向で、おっしゃった方向で一回検討していただきたいということでお願ひしておきたいと思ひます。

集会所の問題です。理屈、考え方はわかります。実態は先ほど言いましたように多くのところで暑い中ですね、エアコンもスイッチできないでいろんな集会、都度やってるとということも一方で事実があるわけですね。ぜひまあ一回その必要性という点ですね、ただ単にその3万8,000円を渡してるからじゃなくて、実態を一回調査していただいて、ほんまにその集会所の利用頻度もつかんでおられますから加味していただいてですね、その必要性について現場チェックをしていただいてね、ぜひ対応をしていただきたいということを注文としてお願ひしておきたいと思ひます。

○三好義治委員長 答弁を求めます。

山本次長。

○山本市長公室次長 指定管理者に関するご質問にご答弁を申し上げます。

摂津市として趣旨目的をもって立ち上げた外郭団体であるのではないかと。その趣旨に従って、今後3年間指定管理に関する指針を策定するに對して、そのあたりの趣旨目的を加味していろんなことを検討してはどうかというようなご質問であったかと思ひます。

我々といたしましては、委員の選定とかがありますので、時期は少し未定でございますが、来年度からスタートいたします検討委員会において事務局といたしましては、現時点では白紙の状態に挑んでおります。やはり指定管理の原則は公募ということも念頭に置き、外郭団体の設立の経過も念頭には置いておりますが、すべてにおいて白紙の状況で臨んでいく予定でございます。

また、現在、各団体のほうが経営強化等の指針をおつくりになつて真ん中だと思ひます。先日、本市の事務局の持つ福祉であれば、福祉関係各課等々と私のほうとで意見交換をいたしまして、取りまとめる政策推進課といたしましてはその指針に当たって、やはり現状外郭団体等の職員さんが、この制度は原則公募であるということ念頭に置いて指針をおつくりになつておられるのか、また委員のほう先ほど申されました特命ということ各各方面において理解をいただくのであれば、どのようなところが各法人としてその指針に盛り込めるのかということ基本原則としておつくりいただきたいということは私のほうから直接ではございませんが、本市事務局担当者とは意見交換をしているところでございます。

それと指針に当たっては、やはり内部分析をしていただきたいと。類似法人等々とお比べになられて、北摂各市でも結構

でございますが、我がほうの外郭団体にどのような問題点があるのかないのか、その辺も自己分析をしていただくように担当のほうからお声をおかけくださいというような事務連絡として、担当課とは意見調整をいたしているところでございます。近々各事務局を通じて、政策推進課のほうに各法人さんの指針が提出されるものであるということになると思ひます。その指針を受けまして、今後3年間スケジュールどおりのお示しをさせていただいているスケジュールに従い、我々としては事務を進めてまいりたいというふうを考えております。

○三好義治委員長 有山部長。

○有山総務部長 ふれあいルームのところで、住民から要望が出ているということでございますが、この要望、多分現在、住民要望の窓口であります自治振興課のほうで受け付けをしているというふうに思ひます。私どものほうでは、今その要望書そのものを確認いたしておりません。内容を確認させていただきまして、その対応をしてみたいというふうに思ひます。

○三好義治委員長 羽原公室長。

○羽原市長公室長 適切な定員管理という、ご質問でございました。

私も人事管理、定員管理、長いことやっておりますが、定員管理は非常に難しいテーマでございます。各自治体ともある種、永遠の課題というような形で取り組んでおられるのかなというふうに思ひます。ただ、ここへきて少し定員の考え方というのは変わってきたように思ひます。

例えば民間でも、あるスーパーであれば、パートの管理職が生まれるというようなニュースも聞きますし、従来のいわゆる正規職員、正規社員の穴埋めの補充としての臨時非常勤ということから、少

し様子は展開してきてるのかなというふうにも思っております。ですから市の現状、非常に臨時職員、非常勤、片方では確かにふえておりますけど、それを一概にだめということではなく、どういうふうにプラスの方向で考えられるのかということも含めて検討してまいりたいと思っております。

ただ、現実にはやっぱり公務の特性、いろんな個人情報も扱っておりますし、権力行為もあります。そういう特性もあります。また片方に一応公務員法のやっぱり制限枠というのがございますので、そういうものとの関係性も十分踏まえて、職場の実態をもう一度押さえて今後どういうふうな定員管理が望ましいのか、一度再設計をしてみたいと考えております。

○三好義治委員長 北居消防長。

○北居消防長 緊急医療体制についてでございますが、三次救急医療体制といいますのは委員のご質問の中にもありましたけども、大阪府の保健医療計画の中では、大阪府の事業として位置づけられております。また、この市におきましては、保健福祉部で所管する事務でありまして、府の補助金終了の件に関しましては、消防として先ほど警備課長が答弁した部分でしか把握しておりませんし、その後の申し入れ等の情報についても得ておりません。

しかし、この現場救急隊にとりましては、三次機関へ搬送するということは一刻を争う事案となります。ですから当然、千里救急救命センターの運営が維持されるよう望むものでありますが、もし補助が廃止になった場合におきましても市民の安全、安心の確保のため救急医療体制に影響が及ばぬよう努めてまいりたいと考えております。

具体的に、消防サイドとしてはどのよ

うに見ているのかということですが、大阪府から済生会のほうへ救命センターを移管したときにですね、5年間の補助金を出すと、それが22年度終了する。しかしもう一つ国からの補助金、これが年間1億1,900万円ですが、この分については存続すると、このように聞いております。したがって、病院そのものの運営はやや、ややという言葉が的確かどうかわかりませんが、やや支障はきたそうとも、これは希望的な部分が入りますが、受け入れ態勢は存続されるのではないかという見方もございます。

いま一つは、本会議にも出ておりました二次医療体制の充実です。軽症患者が二次医療機関へ集中すると、結果、重症以外の患者が三次医療機関へ流れ込むといったこの現状につきましても、所管するのは保健福祉部、それと医師会でございますが、それらと連携を取りまして消防といたしましても、三島保健医療協議会という同じテーブルでの議論をしておりますので、この解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 それでは中期財政見通しと、これからの財政運営の考え方について、副市長。

○小野副市長 トータルでお答えしたいと思います。本会議でも若干言わせてもらったんですが、ちょっと具体的に若干いいますと、つい最近、総務省に帰る、これキャリアですけども、近隣市の副市長やっておられる人とちょっと出会う機会がありまして、彼がこういうことを言っておりました。総務省、国はもう助ける力はないし、助ける気持ちもないと。つぶれるんであればつぶれたらいいと。もう総務省とかそういうところは出てきませんよと。小野さん、私、総務省へ帰りますけども、このこと期待はしてもらった

らだめだと思えます。こういうことをつい最近言われまして、まあ肝に銘じておきますということ言っていました。

この月曜日ですね、ちょっと市たばこ税のオーバーフローする金が多分3倍から2倍になりましたので9億円程になりますんで、市の事業ということではなくて府の事業で、都市整備部、土木下水道部等々で精査して、大体約二十項目ほど持っていきました。副知事と会っておったんですが、副知事も、これをもらっても実は4分の1しか残らないんだと、大阪府も交付団体なんだと。だから9億円もらっても2億しかないんだと、それ小野さんわきまえといってもらわなあかん、というような話がありましてですね、それで一応、副知事はテーブル受け取ってくれましたんで、もう1人の副知事とよく相談した上で、まあ厳しいけども、まあまあノーとは言いませんが、期待もしないでくださいということでしたが、強く申し入れをしてまいりました。

その後、私、大阪府の総務部長とこへ行ったら、彼がおりまして、これはまあ橋本行革の一番のリーダーであるんですが、こう聞かれたんです。「小野さん、中学校給食はどうするの。」と聞かれたんですね。それで、「どう言うてんの、府知事」はと聞くと、いや、もう府知事は本会議場で言うたと、やってくれるところはこれこれこれこれ、やってくれないところはこれこれと、もうはっきり明示してると。まあやはり府知事らしい、けんか相手をつくってですね、いつマスコミに発表するかわからへんような状況ですね。そのことと、それから行政職俸給表(二)問題です。行二表問題を小野さんどこ、どう考えると。大阪府はやったよと。これ43市町村全部残っておると、これパイの論議なんです。したがっ

て、私まだ、その答えられる問題ではありません。したがって、まあそういうことも含めて、私、来年度に向けての中身で、野口委員もわかってもらっておるんだなあということで、ありがとうございますと申し上げなあかんですが、ただし、あの中期財政見通しの中に入れてないのが、JR千里丘駅西口の再開発があります。それから連続立体交差があつて、まあ一番大きなこの問題を全く予算に入れてはおらないはずなんです。

それで、これは駅前等再開発特別委員会でも議論になりますが、地権者は自分の開発をやるということもいわれております。そうしましたら、あの狭あい道路をどうするかということは逃げられないというようなことがあります。そんな問題、それから連立事業は、これもまた相当前向きな議論で私はさせてもらっております、これ絶対やらなあかんと。ただし、これ325億で50億と言っておったはずです。この問題を全くまだ入れておらない、バスの確保の問題も入れてない、安威川以南のコミュニティセンターも何も入れてない、まあ入れてないものをたくさん持ってます。この整理をどうできるかということと、さっき言われた赤字特例債が11億ずつ2年見てました。これが落ちてくるということですから、中期財政見通しを早くやらなきゃならないんですが、私は思うのは、平成17年のあの苦しみに合うわけにはいかんというふうに思います。きのう見ておったら、単独扶助費と扶助費の横出し部分が出てきました。あんなことまた持ち出してですね、また議論するようなことになったときに、大変なことになるなというふうに思います。

したがって、私は基本的には4月に入れば市長もそれで行こうということで基

本的になると思いますが、やはり歳入に見合った歳出を組まざるを得ないというふうに思います。だから、あれもこれもということで、中途半端に出していくことは多分できないだろうと。したがって、北野次長が言いましたように基金はできるだけ温存しておかなければ、この連立問題にしろ、もしもJR西が少しでも動くとか個人開発が始まったときに、全く本市が乗り出さないというわけには多分いかないだろうと思いますので、やはり基金を温存する、そして公債発行は借金の見直しということではなくて、今まで議論してもらった償還の範囲内ということになってましたが、あの辺のところを十分見た上で、ここの原則に立ち返ることが私は26年、27年までの形、そして総合計画の32年までのところについては、この前言ってましたようにちょっと非常にショックやったのは、北摂6市がすべて人口が伸びたのに、摂津がやはり多分社会減であります、1,300人減っているというこの現状は、きちっと押えるべきだというふうに思っております。

したがって部長プレゼンを夏場ぐらいにやるとは思います、市長の指示で言われているのは、定住とかイメージアップとかですね。今やるべきものと、もうちょっと我慢、ちょっと中断させてくださいとか、道路整備についてでも、ここはどうしてもやらなあかんとかですね、そういうことをはっきり我々がメッセージを出さない限り、人員問題も解決しない、だからどこに集中するかということだと思います。

過日、あるところから言われてきたのは、やはりその今言われました税の問題とか、歳入を確保するか歳出カットをするかですから、国民健康保険に職員を入

れば、必ずこれは、やり方間違ったら、また野口委員が言われますが、きちんとした整理さえすれば歳入増につながる、一般会計の繰り出しは若干とめられる。生活保護の市の歳出が、何も厳しいこと言うてるんじゃないですよ、きちっとした実態調査も始めて、本来生活保護に行く人はやっぱりこれ職員なんですね、アルバイトじゃだめだと思いますから、プライベートですから。そういうところにやはり重点に入れようと思えば、事業を整理しない限り、これは担当部としても人事課に対して人をくれといいますが、私はこのことを4月の当初に部長会、全部課長を集める中で、市長もメッセージを発信すると言われてますんで、担当部だけの責任にできないと思います。これは市の方針として、大きなことをやって考えないと、私は平成17年のあの苦しみがまた襲ってくる可能性が極めて高くなったというふうに見ておりますので、その中で定員問題、その中で事務事業問題というふうに一度整理をして、そして23年の中期財政見通しの中で、私はきちっとお出しをした上で議論させてもらって、この方向に進ませてくださいということ平成32年の定住というイメージの中で議論をしなければならぬというふうに思っております、まあきょうの野口委員の議論も聞かせてもらっております、つくづくそういうことを感じておりますので、何も厳しいことをすることじゃなくて、はっきりと意思を出すことが今必要だということを考えておりますので、副市長として、そういう基本的な考え方を持って提示をさせていただきますということを答弁とさせていただきますというふうに思っております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 副市長のほうから、るる

お話がありましたが、それはそれとして受けとめていきたいと思えます。

救急問題で、この前、市長に、「北摂豊能の救命救急医療を守る会」のほうから、申出があったと思うんです。感触では、もう、すぐ文章をつくって大阪府に何か申し出をしたということかなと思ってるんですけども、ちょっとその辺のことが消防長の答弁以上のものがあるならばしていただきたいと、なかったらとまってるということあります。まあそれ理解してますけども、ちょっとお願いしたいと言います。

あともう最後ですから、余り言うことはありませんけども、先ほど紹介しました山口課長が勝負の10年とおっしゃいましたので、何回も申し上げますけども。副市長のほうからその財政状況の厳しさというのは紹介ありましたけども、そういう側面、当然僕らも認識はしております。しかし、先ほど申し上げたように一方では8万4,000市民の方がこういう実態で生活をしているわけですから、そこをきちっと押さえていただいて、いつも申し上げますけども、市民の暮らしをしっかりと支えるんだという基盤は押さえていただいて、その上でいろんな物事の決定は市民に返して、多くの市民の方々の賛否に基づいて物事を進めていくという納得と合意の行政を進めていただきたいということを申し上げて終わります。

○三好義治委員長 この場で暫時休憩します。

(午後2時43分 休憩)

(午前2時44分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

先ほど、救急救命の豊野地区からの千里救命センターの要望については、もう答弁はいいということですよ。

次、三宅委員。

○三宅秀明委員 もう既に数多くの議論が交わされておりますが、まずこの予算の編成の時点を振り返らせていただきますと、昨年一定の企業業績の回復が見込めるという段階で編成をされてると。しかし、ここ二、三か月の間に中東、北アフリカ、チュニジア、エジプト、リビア等々でさまざまな変化が起こっており、またそのスピードが恐ろしいまでに早いものであります。もう既にご承知のようにこの1か月程度でガソリンが20円余り上昇し、4月からは小麦が18%値上がりすると。これまで砂糖やコーヒーに至っては、物によっては2倍を超える値上がりが起こっております。そういった状況を考えますと、この企業業績の回復は限定的に終わる恐れもありますし、昨日のアメリカ市場ではダウ平均が200ドルを超える下げを見せております。円高は相変わらず続いておりますので、なかなかこの企業業績については不透明感が強いという前提を今持っておきたいと考えています。その状況ですので査定段階でこの予算について、金額については絞りに絞って編成されていると確信をしておりますので、現在先ほど来の議論にもありましたが、採用、退職等踏まえた人件費等の問題もあると、そういう現状を踏まえて事業そのものの方向性について中心にお伺いをしていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

まず、予算概要を基準にさせていただきます。

10ページでございますが、人事課ご所管の創造的人材育成事業になります。先月下旬、副主査、副主任級についての制度の改定が行われたというふう聞いております。先ほどの川端委員の議論にもありましたように、これまでも研修等ではさまざまな改革がなされてきておる

と承知をしておりますが、今回のそういう副主査、副主任の制度改正を取り入れられた背景についてご答弁をお願いいたします。

次に、概要の14ページ及び16ページ、ともに法制文書課になりますが、14ページでは法規事務、また16ページでは情報公開事務があります。総合計画においても市民への情報公開については、力を入れるというふうな表現がありました。その中で、この4月から法制文書という課が総務課に衣がえをいたします。この法制文書という課は、これまでも部長会等で条例改正等につきまして法制文書に確認を取るようという指示があり、またこの委員会を初めとする各委員会でも条例等で疑義が生じたときに、数多くその見解をお示しになられたことと承知をしております。そういった経緯を踏まえた上で、これからこうした状況についてはどのような対応がなされていくのかお伺いをいたします。

次に、概要の16ページ。14ページから続く秘書課のご所管になりますが、ホームページ事業であります。備考にはホームページの管理運営とありまして、また同じく総合計画では将来の姿として、月間のホームページのアクセスを35万ページとされております。このアクセス数を上げようと思いますと、普通に情報更新してるだけではなかなか変化は起こりません。以前、本田君が活躍したとき等のような大きなトピックスがあれば、はね上がることはあります。この将来の35万という数字を見たときに、やはりこの23年度から何かいろいろな取り組みを行っていかねばならないと思っておりますが、お考えがあればお聞かせください。同様に、携帯サイトも取り組んでおられます。今後携帯電話はスマートフォ

ンが主流になっていくことがほぼ確実でありまして、スマートフォンと普通の携帯では通信に差がございます。場合によってはこの携帯サイトをどこかの時点で一本化するということも視野に入れるべきではないかと考えますが、この点も合わせてお伺いをいたします。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午後2時51分 休憩)

(午前3時17分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

三宅委員。

○三宅秀明委員 それでは概要の20ページ、情報政策についてお伺いします。以前、箕面市が旧型のパソコンを無償で大量に譲り受けたというニュースがありました。さらに最近になって、そこにフリーソフトを活用し始めているというニュースを伺いました。フリーソフトについてはコスト面においてメリットはあろうかと思いますが、サポート等の面では不安が感じられます。担当課としてこういう手段についてはどうお考えでしょうか。

次に、そのセキュリティについてあります。池田市が昨年10月からシンクライアントの導入を始めていると聞きました。これについては、本市はどうなっているのかお伺いをいたします。

次に、概要の22ページです。先ほど野口委員の議論でも若干ありましたが、女性プラン推進事業等に係ります今回プランの推進及び改正プランの策定に取り組んでいかれるということで、どのように行っていくのか、タイムテーブルや人選などについて、まずお伺いをいたします。

次に30ページです。納税課ご所管の収納事務です。やはり野口委員の議論でもありましたが、納付方法、市税等ですね、コンビニ納付等がありましたが、こ

の効果についてこれまで窓口納付から口座振替ができ、そしてこのコンビニ納付ができ、この辺の一連の効果がわかれば、その範囲でご答弁をお願いいたします。

次に、概要の34ページです。こちらには、今回大阪府議会議員選挙と府知事選挙が記載されております。以前、同一年度の複数の選挙につきまして、一括で契約することはできないかという点についてお伺いして、その折検討課題であろうという趣旨のご答弁をいただいていたと記憶しておりますが、今回こういう記載があります。その後どうなったのかお伺いをいたします。

次に、同じくこのたびの機構改革で法制文書と同じく総務課に移管、再編される予定でございます。まさにこの選挙という大きな事務事業の真ただ中に引き継ぎ等が行われることになると思われますが、どのように取り組んでいかれるか、事前、また事後についてお伺いをいたします。

次に、96ページです。消防総務課で消防職員教育訓練派遣事業がございます。2月の末でしたか、新人の方が退職をされたというふうに存じております。この経緯についてご説明をお願いいたします。

次に、98ページです。予防課ご所管の予防活動推進事業というところですが、いよいよ住宅用火災警報器の設置期限が迫ってまいりました。過日はアトリウム南摂津で防火フェアも開催されて、多くの市民の方々が参加しておられたのを拝見しております。この防火フェアはまさにこうした事業の推進、周知していただくのに最適なタイミングだったと思いますが、この火災警報器について、現状どこまで設置が進んでいるか、把握しているレベルでご答弁をお願いいたします。

次に、100ページです。これは救助

救急等に係ってくる話になるんですが、昨年の猛暑等いろいろな自然災害等が、予期せぬ災害、環境の変化が起こっております。まさに熱に関しては搬送される方はもちろんですが、搬送する隊員の方の安全管理も一つ重要な課題となっておりますかと思っておりますが、この点についてどのように現状を取り組まれているかお伺いいたします。

そして、最後に102ページになります。総務防災課ご所管で、自主防災組織支援事業を初めとする防災についてであります。先ほどの話でもありますが地震を含めて、最近予期せぬ自然現象が多発しております。昨年の猛暑もそうです、年末年始の豪雪もそうですし、また大雨もあります。まさにこのような状況ですと、本庁と消防という防災の連携はもちろん必要ですが、さらに復旧・復興等さまざまな点を考えると、水道や環境センター、また学校、教育委員会、図書館等を含めた一体的なプロジェクトチームのようなものを常設的に連携する機関として設置するのも必要と考えられますが、いかがでしょうか。

以上、1回目です。

○三好義治委員長 石原課長。

○石原人事課長 副主査、副主任制度改正の背景でございます。副主査、副主任級につきましては、平成17年度給与構造改革により、平成19年度に本市におきましてもそれに基づきまして、給料表の見直しを行ったところでございます。その際に1級から9級の給料表のうち、4級に副主査級を新設したものでございます。当時、副主査、副主任の昇任選考につきましては在職年数8年、35歳以上という年齢資格を設けておりました。また、係長が5級になるんですけども、そちらのほうが8年、30歳という年齢

の資格がありまして、給料表からいいますと年齢が逆転しておる現象がございましたので、今回副主査級につきまして在職年数3年、年齢では30歳、かつ3級の12号以上というところで今回受験資格の見直しを図ったところでございます。

○三好義治委員長 奥参事。

○奥総務部参事 法制文書課が総務課になるということでのご質問でございますが、課の事務分掌といたしましては、法制、今の文書法規の所管と選挙関係のもの、市史編さん、庶務的なものということで、かなり分掌が広がるわけでございます。それぞれは職員が現在、仕事をしております。適切な人材を配置していただくこと、それと課長代理が管理職になるということでございますので、力を全員合わせていけば今のレベルは維持できると考えております。

○三好義治委員長 井口参事。

○井口市長公室参事 それでは、ホームページに係りますご質問にお答えをさせていただきます。

まず、ホームページのアクセス数の問題でございます。実は年々増加しております、目標に掲げました10年先の35万件、これが果たして多いのか少ないのか、インターネット環境についての将来像はなかなか想像しがたいんですけども、確実にふえていくだろうと見込んでおります。

ただ、この35万件がどうかということちょっと自信は持てませんが、クリアできる数字だというふうに認識をしております。特に、委員ご指摘のように本田選手の活躍ですとか、緊急雇用、職員採用の募集の際は、四、五万件一気に上がりましたので、こういう話題性のあるトピックスがあれば一気に上がるんですけども、我々が望むのはそういう一時的な伸びよ

りも基礎的な数字を伸ばしたい、やはり市民の方が窓口へ来られて説明を聞くとか、手続を聞くとかいうんじゃないかと、ホームページで事前に調べるといような環境がどんどん進みつつあるのかなと思っております。そうした方に利便性のよい情報提供できるようなホームページの構成にしていきたいと考えております。

それから、ホームページの中で携帯サイトの利用があるわけですが、これも以前委員がご指摘されました。ちょっと不安定な部分もあるのではないかとご指摘ですが、確かに不安定な部分と内容の充実面からいうと、ちょっと寂しい限りだと。他人事のように言っておりますけども、実はこの携帯サイトの作り込みにつきましては、担当課が携帯用に圧縮した情報を掲載するという作りになっておりますけれども、なかなかその意識が浸透しておりません、お知らせ件数が今現在2件とかイベントが4件、講座が7件といった寂しい状況になっております。ホームページのトップページでは今25件のお知らせが常時出てるわけですが、これと比べても少ないというふうな認識はしております。内容を充実させるに当たりましては、これから担当各課にですね、技術的な研修、サポートをしていきたいというふうに考えております。

それから、スマートフォンの話が出ましたけれども、着実に普及は進むと思っております、そうなれば携帯サイトの利用はますます減ってくるのではないかと、どこかで見切りをつけてはどうかということですが、今、充実を図りたいと言ったところなんで、今すぐやめるわけにはいきませんので、もう少し様子を見守りながら一本化していきたいというふうに考えております。

○三好義治委員長 柳瀬課長。

○柳瀬情報政策課長 まず最初に、フリーソフトを利用したコスト削減についてでございますが、恐らくオープンオフィスといわれるソフトについてのご質問かと思っておりますので、そちらについてご答弁をさせていただきます。

現在我々のパソコンでは、ほぼすべてエクセルやワードなどのマイクロソフト社製のソフトウェアを使っておりますが、このソフトウェアはパソコン1台当たり約数万円しますことから、パソコンの入れかえ時など多大な費用が発生しております。それに伴いまして、自治体や民間企業ではこれらのソフトウェアからほかの安価なソフトウェアへの移行を検討しつつあるのが現状でございます。その中で現在有力視されていますのが、委員ご指摘のオープンオフィスといわれるソフトでございます。これは、マイクロソフト社製のソフトと高い互換性があり、まただれもが無料で使用できますことから、このソフトを導入する自治体、民間企業の導入事例が非常にふえております。委員がご指摘のとおり、箕面市では小・中学校の教員500名に対して1人1台のオープンオフィスパソコンを配付しております。また、山形県や福島県、北海道等でも行政事務にこれらのソフトウェア取り入れてコスト削減を図るなどの導入事例が数多く報告されております。しかしながら、このソフトウェアは一企業が開発してるのではなく、ボランティアが開発しております。そのため、不具合発生時のサポートや将来的な継続性は今のところ不明であり、また主にアメリカで開発されていることから日本語のサポートに問題があること、また均等割りつけなどの日本の文書作成文化にそぐわない部分がまだ現時点では多々あります。そ

れらにより、本市の見解といたしましては、現時点ではオープンオフィスですべての業務を行うことは難しく、また先の導入団体においてもマイクロソフト社製のソフトと並行して業務を行うなど、業務効率という点におきましても、まだ実用的ではないと判断しております。しかしながら無料で使えますことから、導入コストがほぼ不要であるというメリットは非常に高いと思います。今後継続してオープンオフィス等の情報収集を行いまして、次期ソフトウェア導入時にコスト削減の観点からそれらの選択も可能といたしますよう検討してまいりたいと思います。

続きまして、シンクライアントの本市における現状につきましてでございます。シンクライアントでございますが、シンクライアントパソコンは通常のパソコンと違いまして本体内部にデータを持たない、またデータの盗聴ができないなど、通常のパソコンと比較しましてセキュリティ性が非常に高いものでございます。そのかわり、通常のパソコンと比較して導入コストが1.5から2倍程度のものになっております。また、動作するソフトウェアにつきましても制約があり、すべてのソフトウェアが動作するわけではございません。本市では平成20年4月にオープンシステムを導入しまして、そちらで使用しております約120台の端末をすべてシンクライアントとしております。住民記録、税、保険など非常に高いセキュリティ性を要求されるネットワークにはシンクライアント端末を、またインターネットやさまざまなソフトウェアを稼働させる可能性のある情報系の端末には、汎用的に使用できますカード認証型の端末、これらをそれぞれの目的、用途、また必要とされるセキュリティ性に

応じて適切な機器を選定し、導入しております。

○三好義治委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 それでは、新たな男女共同参画計画の策定に向けたタイムテーブルとのご質問にご答弁をさせていただきます。

男女共同参画施策の推進につきまして、広く市民からご意見をいただく場として、女性政策推進市民懇話会がございます。この委員の任期が本年12月16日までとなっておりますことから、平成23年度には課題別に、あるいは計画全体につきまして5回程度ご意見交換の場を設けまして、12月初旬には男女共同参画計画第3期の策定に向けた提言書という形で、女性政策推進本部長であります市長に提言書のご提出をいただきたいと思いますと考えております。この間並行して計画策定作業に着手することになりますが、事務局で計画の素案をつくり、庁内組織であります幹事会、推進本部会議に諮りながら年明けパブリックコメントを経て、年度内の策定を目指してまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 野村課長。

○野村納税課長 それでは、納税課に係るご質問にお答えさせていただきます。

納付書払いから口座振替、コンビニ収納と、収納方法を拡大してきたの 효과ということでございますが、納付書払いにつきましては、当初コンビニ導入する前では市の指定金融機関あるいは郵便局ということで、銀行の場合でしたら平日の午後3時まで、郵便局でしたら午後4時までという限られた時間に税の納付をお願いしないといけないということで、お仕事等されてる方にとっては、忙しい中時間をつくって納付してもらわないといけないような状況でした。それが口座振

替が出てきたことによって、口座振替の申し込みというのは一度お願いしないといけないんですが、申し込んでいただくとそれ以後は自動的に税金のほうを引き落としさせてもらって収納させていただくということでは、納め忘れというのは防止できるのかなあという形になってきております。そして今年度、軽自動車からですが、実施させてもらったコンビニ収納につきましては、先ほどのご質問でもございましたが、納付書でお支払いいただくという点では金融機関と変わらないんですが、土曜、日曜や時間の制限なくおさめてもらうことができるということと、コンビニエンスストアも摂津市のみならず、全国で店舗も結構ありますのでいろんなところで納付が可能になるという形でそのあたりではサービスが向上できているのかなあと思います。

件数とかにつきましては、先ほどと一部ダブリますが、軽自動車税で当初の納付書が約2万4,000件に対してコンビニを利用されたのが7,500件ほどということで31%の利用があったと。まあ軽自動車税ですので、納付書発送させていただいて5月末の納期まで1か月弱の期間でございますけども、その間で土、日が8回あったわけですが、その土、日を利用して納付されてる方が約2,000件28%ほどの利用がございました。これは納税義務者の年齢で見ますと、50歳未満の方のご利用が全体の70%ぐらいあったかなというようなところでございます。

○三好義治委員長 豊田局次長。

○豊田選挙管理委員会事務局局次長 まず複数の選挙区に係るもの、同一年度であれば一括して契約すればとの、従前ご指摘をいただいた件なんですけども、これにつきましていろいろと検討してきま

したが、現在できておらない状況でございます。といいますのは、例えばポスター掲示場のように直近にならないと区画数が確定できないということとか、また投票所の物品など運搬についても委託契約しているわけなんですけども、投票所のほうが工事等々で一時的に使えなくなり、搬送物品数が変わってしまうというふうなことがいろいろございまして、なかなか直前にならないと数のほうが確定できないということで、なかなか入札とか見積もり合わせ等々、こういうのができないということが1点ございます。

また、選挙特有の業務については、特命で業者を選定させていただいて契約させていただいているということもあって、なかなかできない状況でございます。選挙管理委員会事務局としましても選挙を執行するに当たりましては、いろいろな方策につきまして検討させていただきまして、今後につきましても経費の節減に努めさせていただきたいと考えておるところでございます。

続きまして、4月1日機構改革があるということで、選挙の事務についてどのように引き継いでいくかとのご質問についてご答弁申し上げます。

選挙を執行する上で必要なことは、人と場所と物、これが大切な3本柱で、この準備が一番重要なことと考えております。特に人と場所については必ず必要なことということで、関係ある方々について依頼をしております。その依頼に当たりましては、今現在文書で行っており、それに沿って依頼事務を進めていただければ、この点については大丈夫であると考えております。

それと、同時に今回の選挙については4月1日が立候補の届け出、4月10日が投票という日程でございますので、

投票が終了するまでは、6階の総合行政委員会事務局のほうに本部機能を置いて執行させていただき、その中で総務課と連携を取り合いながら実務上のポイントについては伝えていきたいと考えております。また選挙管理委員会事務局は、当然のことながら選挙管理委員会の決定に基づき執行していくことになっておりますので、選挙管理委員会の委員の考えについては、しっかり引き継いでいかなければならないと考えておるところでございます。

○三好義治委員長 明原参事。

○明原消防本部総務課参事 それでは、新規採用職員が早期退職に至りました経過につきまして、お答え申し上げます。

平成22年10月1日、女性2名、男性6名、計8名の新規職員を採用いたしました。早期退職いたしましたのは、このうち1名の女性職員でございます。退職理由といたしましては、健康上の理由で、本人からの依頼によるものでございます。この職員は、平成22年10月5日に大阪府立消防学校初任教育に入校し、平成23年3月末に修業予定でございました。経過といたしましては、平成22年10月半ばに発症いたしまして、以後、座学の授業は受講しておりましたが、実科訓練はすべて見学となっていたものでございます。その間、受診し治療に当たっておりましたが、実科訓練ができるまでには至らずに自身の身体的状況と消防学校の履修状況をかながみて、この2月28日付で依頼退職したものでございます。

○三好義治委員長 森課長。

○森予防課長 市民の皆様の住宅用火災警報器の認知度と設置状況の把握について、ご答弁申し上げます。

平成22年度に実施いたしました自主防災訓練のアンケートの調査結果により

ますと総回答数1,047件のうち、既に設置していると答えられた方々が481件、率にしますと45.94%となります。知っていたと答えられた方が483件、率にしますと46.1%でございました。認知度につきましては、964件と92%と非常に高い数値となっておりますが、防災訓練に参加された防災意識の高い方々が対象ですので、このような高い数値になったと認識しております。

設置率につきましては、これまでさまざまな啓発活動を実施した結果であります。この結果を把握するために2月1日から市内の抽出した地域において戸別訪問実施いたしております。設置率を把握するとともに、留守宅にあっては設置啓発チラシを配付することなどをしております。なお、戸別訪問につきましては順次エリアを拡大して、今後も継続して実施することにより、設置率の向上に努めてまいります。

○三好義治委員長 堤参事。

○堤警備第2課参事 救急隊員の健康管理について、ご答弁申し上げます。

大前提としまして、救急隊員は自己の健康管理ができないと傷病者の管理も行えません。また、救急活動は火災現場に比べますと疲労度は少なく、日ごろからの健康管理は消防人として当然のことであると考えております。

救急隊員の編成につきましては、前々日の当務に決定します。丸一日非番、非番日がありますが、朝は出勤しまして、自己申告によります体調不良、また、救急隊長からの申告によりまして、隊編成を変更する場合もございます。救急出動時につきましては、隊長が隊員の管理を行い、連続して救急出動している場合につきましては、隊の入れ替えを行うなどして隊員の疲労度を軽減しております。

我々救急隊員は市民の安心・安全のために日々訓練を積み重ね、健康管理に努めております。

○三好義治委員長 布川参事。

○布川総務部参事 それでは、庁内の危機管理体制につきまして、ご答弁申し上げます。

一昨年新型インフルエンザ発生時に対応いたしましたように、庁内では危機管理に対しまして、常に連絡をとりながら情報を共有し、横の連携を密にして状況において対策会議や対策本部などを設置しております。本市の防災業務は、総務業務とあわせて総務防災課が担当しており、危機管理室といった専門部署や危機管理官といった専門職の配置はしていませんが、今後とも各部署の連携を強め、各種の危機に対応してまいります。

○三好義治委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 まず、人事制度についてであります。平成19年度の見直しに伴って、在職年数また年齢制限等を変更したということでありました。企業もそうですが、高校卒業、あるいは短大卒業、大学卒業というそれぞれの段階で入庁された場合、もうそのスタートの段階に4歳なり2歳なりの差があります。先ほどのお話の在職8年の30歳や在職3年30歳でもその入庁時の年齢によっては、かなり開きが出てくると考えられます。

例えば、国の省庁から自治体に出向される方々であれば30歳程度で部長級の職につかれ、議会で答弁等されるケースもあります。これ高槻や池田等でありましたが。それらを考えると、この年齢制限等の現在の制約について、ひとつ検討すべき時期に来ているのじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

次に法制文書であります。かなり分掌が広がるけれども、現在の職員を踏まえて課長代理級が管理職となるということもあるので、大丈夫であるというお話でありました。今後しかし、先ほどの選挙管理委員会が移るという話もあわせて、法務能力の向上とあわせ、なかなか先ほどの野口委員のお話にもありましたが、人員の660名体制をにらんだときに事務の変化、複雑多様化に対応していくのか気になるところではあります。これについては、毎年度さまざまな見直しをされていることと存じておりますので、今後ともその方向性でお互いのプラスになる取り組みで動いていただけるように要望しておきます。

次に、秘書課広報であります。ホームページについて、また携帯サイトについてもご答弁をいただきました。携帯サイトにつきましては、なかなか難しいというのは重々承知をしております。このアクセス数についてもしっかりと現状を把握された上で一定の見通しを立てたということでありました。恐らく今後、南千里丘の開発、また吹田操車場跡地もありますので、アクセス数は恐らく伸びていくであろうという予測は私も持っております。

しかしそこでさらに一つ、今度新幹線公園のところの桜並木を桜堤に整理するという計画もあります。そこにぜひセッピィを活用して、その新幹線公園の桜並木をセッピィが歩く姿を動画で撮影して、それにナレーションをつけて動画サイトに投稿するであるとか、またそのセッピィが短文投稿サイト等ですね、まずはSNSでアカウントを取得してセッピィがつぶやくと、そういういろんな取り組みもできようかと思えます。これ自体は、まあ手間はかかりますがお金自体はかかり

ません。そういうのもホームページのアクセス数とあわせて一つのある意味、摂津の発信にも資するものと考えますがいかがでしょうか。

次に、情報政策についてであります。フリーソフト、オープンオフィスについて現状認識と他の自治体の状況、またその開発の由来と日本での適合性についてご答弁をいただきました。まだ実用的ではないというご判断であります。私もすぐにこれをどうこうというわけではなく、かつて、また後ほど話しますが、クラウドについて言及したときもそうですが、新しいものが出てくるときにはすぐに取り組みのも重要だけれども、一定時間置いて、その精度をしっかりと把握した上で取り組むのが一番よいという考えがあります。ですので、現在の答弁でその方向性のとおりに取り組んでいただければと、これは要望としておきます。

セキュリティについてですが、そのシンクライアントは既に本市でも取り組んでいると。一部のものについてはそのシンクライアント導入して、そうでないものと並行して使用しているとご答弁でありました。このセキュリティに関連しまして昨年の12月ですが、奈良県の中和地域が基幹業務を、まあ本市はオープンシステムでされましたが、この基幹業務をクラウド化したというニュースもありました。向こうはもともと消防等で広域行政が確立されておった地域とも承知をしておるんですが、今後のクラウドの見通しについて、担当課のご所見をお伺いしたいと思います。

次に、女性政策であります。プランの策定につきまして市民懇話会の動き、また市長への提言書の提出、幹事会等さまざまな手続きがあるということをお示しくございました。そのプラン自体は制定

するということで重要ですけども、そのプランを実行する中で、現状にどうやって対応していくかというものも一つ重要になってまいります。先ほどの野口委員の話にも若干重複します。また、子育て支援というテーマとも重複するんですが、ある病院でお子さん連れのお母さんが非常に疲れた様子で泣いてる子どもを構うこともできない様子であったということを知り合いから聞きました。これはどういう経緯でその方が摂津市に来られたのかわかりませんが、今後南千里丘等でマンションの入居が始まって新しいまちができるというところで、そういった女性特有と言っていいかはどうかあいまいですけども、現状が発生するとも思われます。市政運営の基本方針には、市民活動団体との協働ということも書いておりましたので、女性政策という枠にとらわれず、現在先ほどのお話にもありましたが、コミュニティプラザに入居されて市民活動支援課とシルバー人材センター、また隣には保健センターという環境にあるところで幅広い活動が求められていると思います。この点について、担当課としてはどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

次に、納税課です。これまでの納付方法の多様化についてご説明をいただきました。口座振替はその手間が省けて、さらにコンビニ収納で、いわばどこでもいつでもという納付スタイルができ上がったのだというふうに感じます。2万4,000件中の7,500件ということでありますので、まあ一定の結果が出てるのかなというふうに感じます。ここで一つ、クレジットカード納付というのがありますけれども、この点について私は一抹の不安というか違和感を覚えるんですが、担当課としてクレジットカード納

付についてはどうお考えかお伺いしたいと思います。

選挙管理委員会です。府議選、知事選の同年度の一括契約はできないということで、いろいろ諸条件があるということでございました。何が何でもそうしなければならないという話でもございませんので、それであればそれを了としまして、今後の経費節減等につなげていただければと。投票場所の問題もありますので、その辺も踏まえながら取り組んでいただきたいと思います。同じく、法制文書と同じように総務課となりますけれども、恐らくいろいろと混乱は生じようかと思えます。もうここで私が指摘するまでもなく、いろんなシミュレーションを法制文書も選挙管理委員会も立てられているというふうには思いますが、どういったきっかけでハインリッヒの法則もあります、ミスが起こるとも限りませんので、その辺しっかりと取り組んでいただきたいと要望しておきます。

消防についてであります。まず、新人職員の退職についてご説明をいただきました。この退職については是とか非とかそういう話ではありませんで、病気があるならばそれは仕方がないというふうに思えます。代表質問において我が会派の渡辺議員とのやりとりでもありましたが、やはりどういった事象が発生するかわからないという段階を踏まえると消防職員と消防団員と、そして自主防災組織とが有機的な連携をしっかりと図ることができて、またそれぞれのレベルアップ、スキルアップがよりこれから重要になってくると思います。この点について広域化もあり、なかなか難しいとは思いますが、今お考えがあればお伺いしたいと思います。

そして、救急隊員の安全管理等につい

てご答弁をいただきました。隊長が判断されるということが主なものと受けとめます。代表質問でご答弁がありました。救急車がとまって、長い間搬送先が決まらないというような事例がありました。最長が170分という事例だったかと思いますが、今のその救急車の使用を考えますと、さまざまな疾病等あるいは負傷等の要因が考えられますが、そういったのが加味されてこういう結果が出ているのでしょうか。最近のその特殊な事案というのが影響しているのであれば、その辺をお示しいただきたいと思えます。

そして最後に、総務防災であります。新型インフルエンザを契機にしっかりと連携したスタイルを取っているということでありました。あのとき素早く検討会を立ち上げられたことは承知しております。人員が少ない中でこの危機管理室等を云々というのもなかなか難しいとは思いますが、やはり今の何が起こるかわからんという世の中からすると、さまざまな部署と、より一層定期的な意思疎通があったほうがいいのか、というふうに思えます。この点について、例えば庁内のメールであるとかそういった形でネットワークを図ることができないのか、改めてお伺いしたいと思えます。

○三好義治委員長 それでは、石原課長。
○石原人事課長 昇任試験の年齢制限等資格要件等につきまして、検討する時期に来てるのではないかとのご質問でありました。今現在、職員につきましても団塊世代の大量退職に伴いまして若手の職員の育成というものが喫緊の課題となっております。人材の育成の観点ということからも、それぞれの職階に求められる能力等を含めまして、それぞれの昇任試験においてどのような試験内容がいいのか、どういうふうなものがあるのかとい

うのをいま一度、他市の状況等も参考にしながら昇任試験全体について調査研究をしていきたいと考えております。

○三好義治委員長 井口参事。

○井口市長公室参事 それでは、ホームページの発信手段としての動画の採用はどうかというお問い合わせでございます。

確かに動画は興味が持てておもしろくて、なかなか今はやりといえますか、YouTubeなんかはかなり伸びてるように認識しております。ただ、アクセス数を伸ばす意味でそういう動画の導入も検討していきたいとは思いますが、ただここで一つ注意しておかないといけないのは、ユーザー登録は確かに無料でございますが、各課が発信するものですから各課が自由自在に投稿することは避けなければならないと。やはり投稿に際して、市としての一定の基準なりルールづくりが必要ではないかなと思っております。個人情報につながる流出ですとかプライバシーの問題、これをですね、セキュリティの問題も含めまして気をつけていかないといけない。ですから、今後は動画を導入する方向で一定のルールづくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○三好義治委員長 柳瀬課長。

○柳瀬情報政策課長 クラウドコンピューターについてご答弁させていただきます。

住民情報システムなどの自治体クラウドを導入するという団体が最近ふえております。委員ご指摘の奈良県でもございますし、あと福岡県内で3町、神奈川県内で14町村がクラウドコンピューターの共同利用を行っております。私この自治体クラウドのメリットというのは、複数の自治体が同一システムをクラウドコンピューターで利用することによる、いわゆる割り勘効果によるコスト削減が主

なものかと思っております。先ほどの奈良県の試算では、共同運用で50%のコスト削減が見込まれるという試算もしております。しかしながらそれをするに当たっては、やはりその自治体間の業務の共通化、つまり業務プロセスの統一ですね、そちらのほうが非常に重要になると思います。それぞれの自治体で違う業務を行っていたら、結局はそれぞれ個別のシステムを入れてしまうということになり、やはり割り勘効果が薄れてしまうのかなというふうに思っております。先ほど申し上げたような事例の自治体はやはり地域性であったり、あと文化圏の問題、もしくはその自治体の規模、日々の異動数など非常に導入しやすいような条件がそろっていたのではないかなと思います。本市に当てはめると、やはり規模が大きいということと、異動が大きいということで、業務についても非常に特殊なもの、特殊ではないんですがレアケースを選択しないといけない部分が多くございまして、現時点といたしまして、そのクラウドが導入できるかということ、一つ疑問なところがございます。

しかしながら、自治体クラウドに関しましては、平成22年5月に総務省から、いわゆる原口ビジョンIIというのがございまして、そちらのほうで自治体クラウド導入の効果とその必要性が明記されておまして、国と自治体が連携して積極的に取り組むよう宣言されております。それを受けまして、今後につきましてはそういった住民情報システムはすべてクラウド化され、本市におきましても平成20年に導入しておりますが、次期システムにおきましては、ほぼクラウドを選択する状況になっていると思われまます。今後は継続して業界の動向や他市の状況を情報収集させていただきまして、最少

の経費で最大の効果の上がる、クラウド化を視野に入れた住民情報システムの導入を検討してまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 男女共同参画計画を推進するためのいわば実働部隊として、男女共同参画センターがあるというふうに考えておりますので、現状の施設状況の中で感じていることを踏まえまして、平成23年度の取り組みとして考えておりますことを述べさせていただきたいと思ひます。

先ほど、川端委員、また野口委員のご質問にも触れておりますけれども、男女共同参画センターが複合館の中に移転しまして、認知度の向上を図るためにも、いかに多くの市民の方にご来館いただけるかということが大きな課題であり、定期的に事業を実施し、センター利用者の定着に努める必要があると考えております。移転後、数か月の様子を見ましたところ、小さな赤ちゃんをベビーカーに乗せてお見えになるお母さんのお姿や、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんがお孫さんの手を引いて絵本を借りに来られる、そういった姿を多く目にしております。

また、阪急摂津市駅前に大型マンションが開発されまして、新たな市民の皆様が定住をされますので、この機会を一つの好機というふうにとらえまして、まずは平成23年度については、親子で集える場づくりを提案してまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど委員のご質問の中に複合館ならではの施設間連携というご意見があったかと思ひますけれども、現在コミュニティプラザについては貸し館施設として運用されておりますので、不特定多数

の市民が集うということにはなかなか至っていないようにも思いますので、こういった点を考える中で、例えば共通のイベント等を通じて互いの施設が連携をし合い、にぎわいを創出するといった工夫も必要かというふうに思っておりますので、今後施設間の連絡会議等で検討させていただきたいというふうに思います。

○三好義治委員長 山本次長。

○山本市長公室次長 人事制度改革、試験制度に関して、少し答弁をさせていただきます。委員のほうから年齢、経験年数等々でそういう一定の基準を設けるのはどうかというようなご質問でございました。

短期的な取り組みとしましては、先ほど石原課長のほうから答弁があったと思います。中長期的な課題といたしまして、やはり職員、日ごろの仕事の中身により人事考課というの導入もいたしております。その辺の中身を見た上で、将来的には昇級の格差をつけていかなければいけないような時代も来ると思っております。そのような時代が来たときには年齢ということをとらえるのじゃなく、日ごろの人事考課を一定の判断をして、それによってある基準を設けて試験制度の基準とするということも出てこようかと思っております。長期的にはそのような関係で年齢を一つの物差しにするのじゃなく、そういう給料表のあるポイントを一つの物差しにするというような考え方も出てくるのかなというふうに考えております。

それと、先ほど委員のほうから子育て中のお母さん等々、不安な方がいらっしゃると、そのような場合にとことこの対応でございますが、やはり職員として公共施設内で来庁者の方が来られたときにその方の何かを気づくと、その気づいたときに次の職員にですね、まあコミュニ

ティプラザでございましたら横に保健センター、保健師さんがいらっしゃいます。庁舎においてもこども育成課であったり、お年寄りにおかれては地域福祉課がございます。そういう気づきというのが大切ではないかというような趣旨のご質問かと思っておりますので、その辺は人材育成の中で今後取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○三好義治委員長 野村課長。

○野村納税課長 それでは、クレジットカード納付についての考え方というお問い合わせについてお答えさせていただきます。

クレジットカードにおいても、現在市税を納付するということが地方税法のほうでも可能になってきておりますので、実施されている自治体もございます。クレジットカード納付については、方法としては今の口座振替のように当初で申し込まれてそのカード名義からですね、口座振替のように毎月落とすというようなやり方と、あと、店にもある一般的な買い物をしてカードリーダーを通して決済を行うというそういうやり方もあるというふうに伺っています。

それともう一つ、インターネット環境を使つてのクレジットカードで決済というの伺っております。カードリーダーを通すタイプについてはその端末の購入であるとか、いろいろ経費的な面でかなりかかるというふうなことも伺っております。という中で今一般的にというか、導入されているところで多いのは、3番目に申しましたインターネット環境を通じてのカード決済をされているのがまあ多いのかなあと。この場合について当然、手数料というのが発生するわけですが、このあたりがまだ全国的には整理されていなくて、自治体で手数料を負担しているところもあれば、一定額までは自治体

で負担すると、残りの部分については申し込まれたご本人さんの負担であったり、また、手数料自体も全額カードを利用されている方の負担というような形で、さまざまな今状況になっておろうかと思えますので、そのあたりも今後、状況を見ながら当然導入するとなった場合の費用対効果等々もございますので、本市としては今すぐということではなくて、しばらくそのカード納付の動きというのを見ていきたいと思っております。

○三好義治委員長 熊野課長。

○熊野消防本部総務課課長 それでは、消防職員、団員のスキルアップと自主防災組織等のつながりにつきまして、お答えさせていただきます。

消防職員につきましては、特に近年団塊の世代が退職をいたしまして、新規採用者がふえております。近年火災現場が少なくなっておりますが、従前のように現場経験を踏まえて消防技術や知識を習得するという方法では不十分でございます。日常の訓練を繰り返し実施し、若い職員と一致力を合わせて訓練を行い、それとまた消防学校等では研修などを積み重ねまして、消防職員のスキルアップをしているところでございます。消防団員につきましては、各分団等で独自の訓練、またベテラン団員の技術を後輩に伝承する工夫をしていただいているところですが、消防団本部が主催する消防団員訓練では、消防職員が指導員となって放水訓練、規律訓練、資機材の基本操作訓練を各消防団員のキャリアや技術レベルに応じて実施しております。

また、ご承知のとおり毎年各小学校区等では、自主防災訓練を実施しております。消防職員も参加し、消防団員も地域の防災リーダーとして消防技術を地域の自主防災組織の方々や、地域の住民の方々

に伝えるため指導に当たっております。具体的には初期防災資機材の取り扱い指導、消火器取り扱い指導、AEDを含む応急処置の指導、煙の中での避難方法の指導などを行っております。このように消防職員、消防団員、自主防災組織といったつながりの中での活動によりまして住民レベルの防災力が高まり、総合的に地域防災力が底上げされるものと考えているところでございます。

○三好義治委員長 堤参事。

○堤警備第2課参事 特異な救急出動についてお答えいたします。

まず初めに、平成22年の救急概況ですが出動件数は3,964件、前年比171件増、搬送人員は3,681人、前年比155人増でありました。3年連続減少していましたが救急件数が平成22年は一転増加に転じました。その中でも特異な救急事案についてですが、本会議で消防長が答弁いたしました搬送先医療機関決定までに170分を要した受け入れ医療機関選定困難事案がありました。この事案は、内容ですが、警察署で保護されていた酩酊者が足の痛みを訴えたためによる救急要請で、緊急性がなく酩酊していたこともあり、受け入れ医療機関の選定に苦慮した事案でありました。受け入れ医療機関選定困難事案は、酩酊者の一般負傷で付添者がいない場合や、深夜帯での精神科領域など受け入れ医療機関の選定に時間を要する 경우가多く、苦慮する事案でもありますが、課長からもご答弁いたしました。今後市も保健福祉部、医師会とも連携を取りまして、解決に取り組んでまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 布川参事。

○布川総務部参事 それでは、情報の共有についてご答弁させていただきます。

先ほどもご答弁させていただきましたが、インフルエンザのときと同じような形になりますが、緊急時に際しましては臨時部長会を開催しておりますし、また今後もしていくこととなります。また、緊急を要する部分では、現在でも台風の接近等の部分に関しましては、庁内放送をかけております。それと状況に応じまして、必要に応じてということとなりますが、関係部署にそれぞれ必要な情報をメール等で連絡して共有しております。

今、情報が入りましたので、先ほどの地震のご報告をさせていただきます。

東北地方に10メートルの津波が発生し、相当な被害が発生しているということです。和歌山県田辺市に2万人の避難民が出てるとということです。それから摂津市内、市役所も含めて被害報告はございません。それと先ほどの揺れを感じた分でございますが、市役所では14時50分、震度3を記録しております。

○三好義治委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 非常に前向きな答弁を多々いただきまして、感謝申し上げます。

まず、人事制度についてですけれども、まあいろいろと改革を進めていくというふうに受けとめました。一つ、気づきという点に触れられたかと思うんですけれども、これは今ビジネスを初めとするさまざまな分野で重要視されているフレーズでありまして、そこから自分の将来像を設計していくか、現状の自分がどうであるのかを把握するという点で非常に効果的な行動であります。

今、本でよく有名になっている経営学の神様といわれるドラッグーという人が、かつて「人は資産である」という言葉を残しております。我が国でもよく「人は石垣、人は城」という表現もありますように、人事についてはもう既に前向きな

ご答弁もいただいておりますけれども、ドラスティックな見直しを絶えずしていつて、まさに能力が評価され、それが自分に反映してくるような制度が一番望まれてくると、そのやる気が報われる制度であれば。以前、私は企画部門の創設等も申し上げたことがありますけれども、まあ今回年齢制限、またその他の改革についても前向きな評価をいただいております。ぜひともこれを若手職員を中心に士気を鼓舞するように伝えていただきたいと思いますというふうにお願いをいたします。

次に、広報ホームページの広報部門ですけれども、動画の導入について、まあその導入の方向でルールづくりを検討するというご答弁をいただきました。やはりこれも非常に前向きなものであると感謝を申し上げます。さまざまな制約を設定していくのは必要なことでありますので、決して急ぐこともなく適切な業務の中で対応できるように、この動画の導入を初めとする広報力のさらなる強化に取り組んでいただきたいと思います。

情報政策ではクラウドについて福岡県や神奈川県为例をご紹介いただきました。恐らくこれからの次の更新では、本市等の自治体でも導入を検討していくことになるであろうというご答弁でありました。恐らくそうなるということが判明したならば、やはりこの方向のもとでどういったスキルアップが必要になってくるのかをあわせて検討していただきたいと思います。市民のニーズに的確にこたえるような組織づくりにつながればそれが最良でありますので、よろしくお願いをいたします。

女性政策から、親子で集える場所づくりというフレーズがありました。まさに今求められているのは、この居場所づくりというところにあると私は思っていま

す。これから摂津市も人口がふえるというふうに確信をしますので、新しく摂津市に来られる人が、さらに摂津市に住み続けていただける環境づくりを一体となって進めていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

クレジットカード納付につきましてはいろいろな課題があり、また導入している自治体の中のご紹介もありました。これについては、公金を納付することによってポイントがつくと、また手数料が発生するということが適切なのかなという気がしましたので、一応確認をさせていただきました。これから国のほうでもさまざまな方針が出ると思いますので、それを十分に把握しながら、どう取り組んでいくのかをご返答いただければと思います。よろしくお願います。

消防につきましては各職員・団員、自主防災組織が地域防災力の向上という大きな命題のもとに努力を重ねているということをご答弁いただきました。先ほど予防課におかれましては、各戸の火災警報器の設置についてもそれぞれに確認をされて、火災予防の啓発に取り組んでおられるというお話も伺いました。隊員の安全管理という面をスタートした中で、受け入れ医療機関の困難な事案、また特殊な事案等のご紹介もいただきましたが、それが現在の状況であるならば、何とかしてそれに対応していかなければなりません。壁に当たることもあると思いますけれども、それは先達の知識や技能、経験を踏まえて一層の消防力の向上、救急力、救命力の向上につなげていきたいと思っております。

そして、今し方ご報告もいただきましたが、過日のニュージーランド地震を論じるよりも先に我が国で大きな地震が発生し、大きな津波も発生しております。

これを論題とすると不謹慎であることは承知ですが、こうした大きな災害のときには先ほど申し上げた水道や環境センター、教育委員会、さまざまな施設との連携が必要不可欠であります。それは、復興・復旧においても同じであります。ぜひプロジェクトチームと言わずともそういった情報の交換、共有を積極的に進めていただきたいと思います。

副市長は代表質問の答弁におきまして、都市魅力や定住ということ、まあ本日来のお話でもされております。また昨日の民生では、選択と集中という点にも言及をされております。この第4次総合計画の中における協働というテーマからいたしますと、行政・市民・事業者がそれぞれにこの都市魅力を向上させ、また定住につながる努力を重ねていく必要があると思っておりますし、行政にはより高いレベルでそれを実行していく責務があります。

本日、セッピイ等さまざまな議題で提案をさせていただき、前向きなご答弁をいただきました。企業立地等促進条例が今議会に上程されておりますけれども、これは取り様によっては減税ととらえることもできます。今、減税は大きなテーマになりますが、しかしポピュリズムに迎合した減税は逆効果になります。この定住や定住につながるような政策的な課題でこそ議論されるべきものと確信をしております。

最後に、3月末をもって定年を迎えられる方々には長年のご苦勞に対して感謝を申し上げます。勤務最後のその日まで摂津市の職員たる誇りをもって、引き続き職務に精励をいただきたいと思っております。また跡を継がれる皆様には、先達を超えるという心意気を新たにされることを大いに期待して、質問を終わります。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午後4時29分 休憩)

(午後4時30分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

(午後4時31分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 三 好 義 治

総務常任委員 上 村 高 義